

第12日目（9月9日）

○議 長（塩谷寿雄君） これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。

なお、病院事業管理者から午後、欠席の届出が出ておりますので、報告いたします。

〔午前9時31分〕

○議 長 本日の日程は、議事日程（第6号）といたします。

○議 長 本日の議会運営といたしまして、大体2款終了ぐらいを目指しておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いしたいと思っております。

○議 長 日程第1、第58号議案 令和3年度南魚沼市一般会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 改めまして、おはようございます。それでは、第58号議案の令和3年度南魚沼市一般会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

令和3年度一般会計決算につきましては、新型コロナウイルスの影響による異常な事態が長期化するという中で、市民生活の安寧の確保、また市民経済の活性化のため、決算資料にまとめた支援策のとおりであります。前年度に引き続きまして、多くの様々な事業を迅速に果敢に取り組ませていただいた、そういう実施をした年でありました。

投資的経費としては、統合の石打小学校や市民会館の大規模改修工事、大原運動公園テニスコートの人工芝張替工事などの実施によりまして、3億7,500万円の増となったところです。補助費等では、特別定額給付金の皆減などにより、54億4,200万円の大幅な減額となった一方で、扶助費は、子育て世帯等への特別給付金や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金により、10億200万円の増となったところです。

このほか、物件費は、新型コロナウイルスワクチン接種やGIGAスクール関連事業の実施のほか、ふるさと納税関連経費の増加により、12億4,300万円の増。さらに、ふるさと納税寄附金の大幅な増などにより、積立金は全体で12億800万円の増となったところです。ご寄附をいただきました皆様には、改めて感謝を申し上げます。

これらにより、歳出総額は387億6,770万円で、20億998万円の減額となりましたが、昨年度に次ぐ過去2番目となる多額な決算となったところであります。

歳入を申し上げますと、新型コロナウイルスの影響により、市民税と固定資産税を合わせて、2億6,400万円の大幅な減収となったところです。これに対する補填分の地方特例交付金も含めて、地方交付税及び地方消費税交付金が増額されたことなどにより、各種譲与税・交付金を合わせた経常一般財源全体では、8億5,500万円の増となったところであります。

一方、国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対策の変動に伴い、43億300万円の減となりました。寄附金は、前年度比で12億8,900万円の大幅な増額となったところであります。ふるさと納税寄附金は、11億694万円増の45億21万円、指定寄附金では、松井利夫様からの令和3年度の5億円のご寄附など、大変多くのご寄附をいただいたところであります。

また、市債は、前年度比で3億9,150万円の減、率にして18.7%の減となり、財政の健全化にも真剣に取り組んだ結果が出ております。

これらにより、歳入総額は、404億1,412万2,000円で、19億7,458万円の減となったところです。歳入歳出の単純な差引きである形式収支では、16億4,642万円となり、繰越明許費など翌年度へ繰り越すべき財源であります2億8,763万円を除いた実質収支で申し上げますと、14億5,878万円となったところです。前年度の実質収支である13億5,602万円との比較による単年度収支では、1億276万円の黒字となったところであります。

説明は大変簡単で申し訳ありませんが、以上となります。これからご審議をいただきたいと思っております。その上で認定を賜りますようお願い申し上げまして、提案の説明といたします。

以上です。

**○議長** 監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員。

**○代表監査委員** それでは、私から令和3年度南魚沼市一般会計歳入歳出決算意見書を報告させていただきます。意見書のまず1ページでございます。第1から第4につきましては記載のとおりでございます。

第5、審査の方法でございます。審査に付された南魚沼市一般会計歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書、財産に関する調書及び定額運用基金運用状況報告書が、関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるか及び予算は適正に執行されているかを主眼に審査いたしました。また、必要に応じまして、関係職員から内容の聴取をさせていただいております。

審査の結果でございます。審査に付された南魚沼市一般会計歳入歳出決算書等につきましては、関係法令に準拠し、計数は関係諸帳簿と符合しており、適正に作成されておりました。また、予算の執行に関しても適正でありました。

意見書の2ページでございます。決算の概要でございますが、本年度の予算現額は、426億6,458万円でありました。決算額は歳入が404億1,412万円、歳出が387億6,770万円で、形式収支は16億4,642万円で、黒字でありました。形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源1億8,764万円を控除した実質収支は、14億5,878万円の黒字であり、さらに前年度の実質収支の黒字額13億5,603万円を控除した単年度収支は、1億276万円の黒字でありました。

歳入につきましては、決算額が前年度に比べ19億7,458万円減少でありました。予算現額に対する収入率は94.7%であります。歳入決算の款別の額は記載のとおりでございます。財源の構成比でございますが、自主財源は前年度に比べ10.3ポイント上昇し41.2%、依存財源は12.9ポイント低下し58.8%でありました。

当市の根幹的な歳入であります市税の収納率につきましては、現年度分98.7%、滞納繰越分12.3%で、全体では88.2%、前年度に比べ0.5ポイントの上昇であります。

不納欠損額は9,688万円で、前年度に比べ4,793万円増加、収入未済額は8億4,275万円

で、前年度に比べ1億2,591万円減少であります。不納欠損につきましては、関係法令により適切に処理されておりました。滞納整理につきましては、債権差押えや不動産公売等によりまして、早期回収に努力されておりました。引き続き迅速な財産調査の実施と債権管理を行い、早期回収に努めていただければと思います。

使用料及び手数料につきましては、不納欠損額はありません。収入未済額は、市営・市有住宅使用料等で1,144万円、前年度に比べ26万円増加であります。

寄附金につきましては、ふるさと納税が45億22万円で、前年度に比べ11億695万円増加です。市民のために有効に使用されることを願うものであります。

市債につきましては、新規発行額を当該年度中元金償還金以内に抑制されておりますことから、本年度末市債現在高は330億7,298万円で、前年度に比べ23億1,295万円減少しております。

続きまして、歳出でございますが、決算額が前年度に比べ20億999万円減少でありました。予算現額に対する執行率は90.9%、前年度に比べ2.0ポイントの低下であります。翌年度への繰越額及び款別の決算額につきましては記載のとおりでございます。

一般会計は、実質収支、単年度収支ともに黒字となっており、普通会計における財政分析の結果を見ますと、前年度に比べ経常収支比率や財政力指数は低下し、将来負担比率や実質公債費比率は改善しております。これは財政健全化に向けた財政管理が継続的になされ、当年度においても市債残高が減少したことによる効果の表れであると思っております。

当年度は、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症により、各事業並びに歳入歳出に多大な影響が生じたところであります。

歳入では、新型コロナウイルスの影響による減収を見込んだ予算編成でありましたが、給与所得、中小事業者の収入減による市民税と固定資産税に減収が見られましたものの、軽自動車税、市たばこ税、入湯税は増収しまして、市税の収入率は昨年並みを維持されておりました。

歳出におきましては、子育て世帯への給付金、中小事業者への補助金・給付金など、コロナ禍における収入減への一助となるよう、多くの支援事業が実施され、市民生活の安定に役立ったものと思っております。

南魚沼市ふるさと応援プレミアム付旅行券事業では、冷え込んだ観光事業に対しまして、期間延長ですとか、利用方法等の工夫を凝らしまして、首都圏等から誘客促進に寄与したところ です。

当面の課題としまして、財政計画に基づく財政の健全運営の取組により起債残高は減少し、財政健全化への指標比率にも改善が見られますけれども、新型コロナウイルス感染症による市政への影響は継続することが予想され、さらに新ごみ処理施設建設という大規模事業に直面する中で、多額の市債発行を余儀なくされるところを考えますと、市債発行の抑制など公債費の管理をさらに徹底することによりまして、将来負担の軽減を図り、十分な市債発行余地を持つことを望むものであります。

今後につきましては、景気動向や早いペースで進行しております人口減少、並びに少子高齢化による扶助費の増加等が求められること、施設の老朽化による改修費、更新費など、財政需要がさらに大きくなることを考慮しますと、限りある財源を効率的かつ効果的に施策に反映させ、住民サービスを確保した上で課題解決に取り組み、持続可能な財政運営ができるよう期待するものでございます。

以上、監査報告とさせていただきます。

○議 長 令和3年度南魚沼市一般会計決算全般に対する大綱質疑を行います。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第58号議案 令和3年度一般会計決算認定に対して、市民クラブを代表して大綱質疑を行います。

若者が帰ってこられる、住み続けられるまち南魚沼を、政策の柱として再選された林市長2期目の最初の決算であります。当初予算305億6,000万円で始まりましたが、新型コロナウイルス感染症対策で19回の補正を行い、426億6,457万円にまで膨れ上がりました。

調定額435億849万円、収入未済額29億9,739万円、不納欠損額9,697万円の決算であります。経常収支比率は1.4ポイント低下し86.4%、財政力指数は0.005ポイント低下し0.407、実質公債費比率は1.2ポイント改善し11.7%、将来負担比率は39.4ポイントも改善し31.6%という決算であります。

当年度は、新型コロナウイルス感染症対策で歳入歳出に大きな影響が出た決算であり、この比率の動きは慎重に監視しなければならない。

そこで1、新型コロナウイルス感染症対策と生活支援・経済支援のバランスをどう総括しているのか。

次に、市税は当初予算64億7,752万円で組んだが、調定額79億5,157万円、収入未済額8億4,275万円の決算である。昨年に比べてコロナ禍の影響を受け、個人市民税が4,994万円の減、法人市民税も2,354万円の減である。市税全体では2億2,456万円の減である。歳入増では寄附金の増が一大要因である。12億8,879万円増の50億1,506万円の決算でありました。

そこで2つ目、不安定財源である寄附金の使途についてどう総括しているのか。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策で市独自事業費8億6,869万円、国・県の支援策事業費15億6,051万円の決算であります。しかし、デジタル化、事務事業の見直し、補助金の適正判断、維持管理費の削減による歳出の見直しは粛々に行わなければならない。人口減少・少子高齢化を念頭に置いた予算執行であったはずである。

そこで3番目、デジタル化、事務事業の見直し、補助金の適性判断、維持管理費の削減の成果をどのように総括しているのか。

以上、3点を伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、市民クラブの皆さんからの大綱質疑にお答えしてまいります。

まず1点目の、感染症の対策と生活支援・経済支援のバランスをどう総括するかということです。

令和3年は、令和2年度同様に感染症の影響による事態が長期化して、その真ただ中であつたということですし、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や各種補助金を最大限活用させていただき、喫緊に必要な対策は何であるか、また、知恵を絞り議論を交わしながら、様々な生活支援・経済支援を行ってこられたとっております。

詳細については、決算資料の第2章、95ページから97ページの部分ですが、ここで報告のとおりであります。まずは生活支援策としては、令和3年9月分の児童手当を受給者に対して、1人当たり一律10万円を給付した子育て世帯臨時特別支援事業に約7億9,000万円ほど、そして住民税非課税世帯の皆さんに1世帯当たり10万円を支給した住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業に約3億2,000万円、これらを主なものとして、総額で15億9,693万円、決算比でいいますと4.12%に当たりますが、16の大変多い事業を行ってきたところがあります。

加えまして、先ほどの経済支援策であります。市内経済の活性化を図ることを目的としましたプレミアム付商品券事業に約2億1,600万円、中小企業者が経営資金を借り入れる際に金融機関に拠出するための緊急経営資金預託金に1億6,100万円、主なものとしてはそういうことがありまして、総額8億229万円、決算比でいうと2.07%、23という大変多くの事業を行ってきたところです。全体では、決算額に対して6.19%という大きな割合となったところがあります。

市民の皆さんの明るい日常を取り戻すことがまず1点、そして市内産業が非常に厳しい経営状況に置かれているという中、市内での消費回復に重点を置いた施策を実施してきたところでありまして、当市において求められている支援策は一体何であるか、その最も効果的な内容と時期について、常に慎重に検討した結果だと思っております。そういう観点からは、なかなか100点を取ることはできませんが、その都度、その都度歩きながら、本当に考えながら皆さんとも一緒になりまして、組み立ててきた表れと思っております。そういう意味からはバランスの取れた施策の実施ができたのではないかと、少なくとも100点は取れませんが、そういうふうに思っております。

しかしながら、令和4年度になりまして新型コロナウイルス感染症はいまだ収束のめどが立っていないという状況の中で、これら実施しました支援策の効果が及びにくい業態、また足りないという部分もこれは当然あると思っております。特化した支援策を講じる必要性なども現在感じているところであります。

今後も国・県の交付金・補助金を最大限活用したこれまでの姿勢どおり、その辺はやらせていただく中で、加えまして、事態においては一般財源についても必要な財政出動を行いながら、生活支援・経済支援の対策を行ってまいりたいと考えています。令和3年度は本当にまさに渦中の年度であつたと思っております。

次に、不安定財源である寄附金の使途についてどう総括しているのかということで、大変

これは関心事の高い問題だと思います。お答えしたいと思いますが、令和3年度の寄附金の内容としては、一般寄附金で45億123万円、指定寄附としては5億1,382万円であります。指定寄附金については、それぞれ目的に沿った形で事業への充当や基金への積立てを行っています。

特に不安定財源と心配されている、ふるさと納税の寄附金については、寄附金から必要経費を差し引いた残額、いわゆる果実分を明確にした上で、ふるさと応援基金へ積み立てておりまして、翌年度以降に一定額を取り崩し、各種事業に充当し活用しているところであります。令和3年度においては、必要経費を差し引いた部分というのが、残額で21億3,494万円を積み立てることができた、そういう年でありました。

不安定な財源であることは十分に認識しているところから、これまでも経常的な事業への充当は極力避けることにしておりまして、財源不足により今までなかなか実施できなかった、そういった事業を中心に、単年度または数年度で終わるといふ新規事業を選定しているところでありまして、令和3年度の取崩し分につきましては、4億2,100万円となったところであります。

使い道につきましては、効果的に事業を進めていくための重要な財源であると考えておりまして、寄附された皆さんの意向にも沿うように、それぞれのコースに合致した事業に活用することとしておりまして、一定のルールを設定した上で、適切な執行に努めてきているところであります。使い道の内容については、ウェブサイトに掲載するとともに、メールマガジンの登録者については同様の情報を提供させていただいているところであります。

令和3年度末のふるさと応援基金の残高が確定するという中で、今後この基金について、これまでのところから新しい指標——これは皆さんにお示ししましたが、令和3年度までと令和4年度以降を区分して管理していこうという方針を、皆さんにもお伝えしたところであります。これによりまして、不安定財源ではあるとは言いながらも、今後は令和3年度までに積み立てることができた果実分、これは38億円ほどあります。これについては、今後の財政運営の健全性を担保する財源として、第3次財政計画に基づいて計画の期間中、年間約4億円程度を繰り入れて活用させていただきたいというものであります。

また、今ほど申し上げました令和4年、今年度以降の寄附金から積み立てられる基金については、令和4年度中に活用の計画を作成させていただいた上で、今までできなかった事業を中心に、必要な事業にこれを充当していく、そういう予定であります。お伝えしたとおりであります。そういった意味において、令和3年度は今後の活用方針を明確に示すことができた、非常に重要な年となったと思っております。

最後になりますが、デジタル化、事務事業の見直し、補助金の適正判断、また維持管理費の削減の成果、これらをどう総括しているかということにお答えします。

まず1点目のデジタル化についてです。教育現場でのタブレット端末の導入、一部事業においてRPA業務を導入するなどの取組を行いました。全体的には取組が遅れているというのが現状だと思っております。国ではデジタル・ガバメント実行計画、令和2年12月に閣

議決定されたものですが、実行計画における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、支援策等を取りまとめた自治体DX推進計画というのを策定したところです。

これを踏まえまして、令和3年度は南魚沼市DX推進計画の策定に向けた検討を開始した、そういう年でありました。現在、それがお話しさせていただいたとおり、ほぼ完成しています、この秋のパブリックコメントを経まして、そのあと発表をさせていただきたいということを、皆さんにも今議会でお伝えしたところでもあります。この計画が策定された後は、計画に基づきまして、それぞれの事務でデジタル化を進めていくということで思っております。

2点目の事務事業の見直しですが、毎年予算編成時期に合わせて、各課で行っていきまして、各課から上げられた事業について、行政改革本部会議、こういったところで検討しまして、必要であれば行政改革大綱に掲げるアクションプランに登載して、改善に取り組んでいるところでもあります。

3点目の補助金の見直しであります。予算要求のときに前年度の実績、事業内容、また行政効果などをこれは十分に検証して、所期の目的を達成したものとか、効果のやはり薄かったものなどについては縮小や廃止、または終期の設定——終わりに向かうという意味ですが——終期の設定を行うなど、庁内全部署にこれを示しまして、見直しに取り組んでいるところですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。これはずっとそういう継続をしています。

4点目の維持管理費の削減の成果についてであります、これが最後になりますが。大きな部分では、公共施設の全体の状況をまず把握して、長期的な視点をやはり持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う指針であります公共施設等総合管理計画の策定により、今削減に努めているところでもあります。

しかしながら、結果として、令和3年度末にかけて、今年度にかけて原油価格高騰の影響がやはり出始め、現在に至っていますが、燃料費とコロナ対策に伴う電気料の増、また各施設の老朽化が進んでいることから、修繕費などについても非常にかさんでいるということが現状であります。

今年度につきましても、この増加は避けられないという状況が続いておりますが、最少の経費で最大の効果を上げるという原則にのっとりまして、個別施設計画、そして財政計画とのやはり整合性を保ちながら、更新事業費の何とか平準化を図りつつ、長寿命化による管理、また統合などに向けて、そういう方針に向けてこの削減に努めていきたい。そして歳出全体に対する維持管理費の軽減を図ってまいりたいと考えている次第であります。

以上でございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 ほかに。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 決算審議ということなので、市の向かっている方向に使われた予算が、し

っかりその方向性に向かって効果が出たかという部分で、全体像を見て質問させていただきます。若者が帰ってこられるまちづくりを公約にされて、今回も予算を執行されたと思うのですけれども、市長が公約に掲げたものに少しでも近づく効果があったのかどうか。そして、それに近づけなかったとしたら、どんな反省点があったのかということをお尋ねします。

参考までに、総合計画の基本指針の目標では、市の目標としては、年間の出生数 470 人と目標を掲げております。転出超過数は 200 人以下を目標値としております。そういった目標を掲げている中で、令和 3 年度の実績を見られて、果たして公約実現に向けて、目標実現に向けて、予算は適正に執行されて、最大限の効果を発揮したのかどうか、市長の見解はどうか、お聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、黒岩議員の大綱質疑にお答えしたいと思います。

まさにそういう大きなテーマを持って全体としては取り組んでおりますが、今回、この令和 3 年度が異常な年であったということも否めません。誠に残念であります。コロナ禍の過渡期にあったという年度と位置づけられますが、一番心配したのがやはり、全体像を示せということなので、個々ではあまり詳しいことまでは言いませんが、出生率の問題なんかは特に私は深刻なことだと思っています。

新型コロナが始まって、いろいろな保健衛生的なところは心配だし、経済も心配だ、いろいろ心配事はいっぱい尽きなかったわけですが、自分が一番心配したのは、やはりまた生まれなくなると思ったのです。そういう気分にももちろんなれないでしょうし、もうへし折れるような、そういう空気がずっとあった。また、戦争と同じぐらいに生まれてくる子供の数が減ってしまうのではないかと、そういうことを心配しましたが、まさにそのとおりになっていると思います。なので、これは人のせいにするわけにもいきませんが、そういう令和 3 年度だったと思います。これをいかにこれから立ち直していくかということだと思います。

お答えしたいと思います。人口減少の問題などの取組については、やはり多くこの議場でもずっと長くこの議論されておりますが、例えば移住者への高額な直接給付金などが——そういう直接的なものは別として、すぐさまこの取組をやったから急に人口減が収まったとか、そういうことにはなかなか表れるものではないと、これは思ってもいますし、まさにそのとおりかと思っています。

現在、市が行っているものの私は全部とは言いませんが、多くは今種をまいている取組が多いのではなかろうかと思っています。これらを種からいかに芽を出し、花にしていくかということだと思っていますが、そういうまだ段階ではなかろうかと自分では考えています。

例えばですが、東京オリパラでの雪を活用した PR 事業を取り組んできました、数年間。残念ながら結果は無観客という結果になり、実施はできませんでした。本当だったら大目玉を食らうべきことかもしれません。しかし、外側の条件もあるわけです。こういう中で、しかし、この雪室商品、雪というテーマを最初は自動車のナンバープレートに始まったように、

誠に市民、皆さんが多く世代も超えて、雪に対するネガティブな印象からこれを変えていくことが、ひいては黒岩議員がいつもお話しいただいているような人口増、ここに対する誇りとか、そういうことなしに私は一步も前に出ないと信じながらやってきたわけで、これが最終的には雪を持って行けなかったわけですから、残念だったのですけれども。

しかし、雪室商品や多くのこういうラインナップしている返礼品の好調があります。目覚ましいこれは伸びです。そしてふるさと納税寄附金のご承知のとおり、大変な実績を上げてきています。ここに住んでいる私たちにとっては本当にうれしいと思っていますし、今は市外にお住まいになっておられる市内出身者の方も、ふるさと納税などによって多くの応援をいただいていますし、それ以外の市外の方からも非常に評価されるものになっています。

これらは総じて考えれば、このふるさとに光が当たってきていると私は思っていますし、これらが誇りになっていく。既に誇りを感じているところもありますけれども、そういうことだと思えます。誇れる地元があるかないかは、これは帰るか帰らないか。加えまして、移住定住のここで生まれ育った人ではない人たちにとっても、南魚沼の魅力を感じ、居をなしてよい場所であると判断していただけるような地区になっていくには、もともとここに生まれ住んでいる人々が、私どもを含めて、自分たちが誇りに思わなければ、誰が来ますかということだと思っています。

そういう意味から、多くの KNOW THE FUTURE の取組とか、こういったものも農業就労、または移住定住へのプロモーションだとも思っているのです。そういう誇りの醸成が根底にあると感じています。

市内で新たな事業に挑戦しようとする人たちについては、松井さんと出会う前から南魚沼市は取り組んできましたが、なかなか難しい。前になかなか進まない事業が多くありましたが、これらにまた追い風というか、後から当ててくれる風として、松井さんの寄附も大変ありがたいことでありまして、これらにより事業創発拠点の整備ができたこともありました。

地域を牽引する起業家の育成、また地域資源を生かした商品開発——にっぽんの宝物が終わってしまうと、賞を取ってしまえば、何か簡単だったように感じる人がいるかもしれないけれども、その中に大変なプロセスがあるのです。では二、三年前にそういうことを考えた人たちがいたでしょうかということ。これらがやはり種まきがあり、一つには芽が出、花を咲かせつつある事例になっているのではないのでしょうか、そういうふうに思っています。

無料の帰省バスも継続してやっています。コロナ禍けれども、やっています。直接語りかける。そういう努力を惜しまないということと、実はおととい、第2次隊が帰ったのですが、ふるさとワーキングホリデー。これらも——第1ターム、第2タームと言いますが、第1次隊、第2次隊と私は優しく言いますが、その皆さんが大変この地域をまた気に入って帰っておられます。

そして、生産現場の皆さんたちとも触れ合ったり楽しんでもいただいたり、そういうことで今、第3次隊の皆さんがおとといから入りました。非常に若者が全国の大学から集まってくる。こういったことも、これから我々の地元の関係人口になったり、やがてはここに

協力隊として来てくれる人も出てくるか、またはその先の我々と一緒に仕事をする人まで出てくるか、起業家がここに来てくれるか、様々なことがやはりあって、これらに取り組んでいるということ、ぜひお伝えしておきたいと思います。

若者が帰ってこられる南魚沼、非常に大きなテーマですが、公約でもあります。そう一朝一夕のものではないが、しかし、一步一步近づけていっているという自負心が私にはあります。そういう思いが今全庁にも伝わり、いろいろな各セクションで様々なことが、大きな意味ではこの部分によって、今、事業展開していたり、政策展開していると私は思っております。これを引き続きやっていきたいと思っております。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

大綱質疑ですので、それを踏まえた上でお願いします。

○黒岩揺光君 すみません、1点だけ。本当に市長がおっしゃるとおり、種をまいているし、ふるさと納税も上がっていて、すごいと思っているし、この前の市長の懇談会を見ても、本当に市民一人一人と向き合う姿を見て、ぜひ協力していきたいと思っているので、種をまいているその姿で、これは花にならなかつたら意味がないです。どうやって花になるかというのを、知恵を出し合っていきたいと思っているのですけれども、何をもって花というかという、まずその定義づけからすると、私からすればやはり結果だと思っている、出生数とか若者が実際に帰ってきている数値とかだと思うのです。

新型コロナもあってなかなかそういう結果が出ていない中で、種をまき続けることはすごい大事だと思うのですが、今なかなか新型コロナで難しいとは思っているのですけれども、市長が考えている、今、種をまき続けてどこで花を咲かせたいか。どのタイミングで花が出るのかというような、そういった何かビジョン的なものが、もしあればいいのですけれども、お聞かせください。

○議 長 議員、決算の大綱質疑なので、令和3年度のことですので、今後のことということではなく、令和3年度のことについて……

○黒岩揺光君 はい、もう一回……

○議 長 もう一回というか……

○黒岩揺光君 令和3年度の決算の執行を見て、花が咲く方向に向かっていると思っているかどうかだけ。令和5年度の編成に向けて今のままで、このままの方法で種をまき続ければ、花は咲くのだなと思っているかどうか、その部分でお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 令和3年度の決算の大綱質疑なので、そういう本当に、個々では芽が出たり花が咲いているのもありますが、大づかみに言えば、まだまだだとそれは思っています。本当を言えば、この令和3年度、議員ごめんなさいね、少し外れるかもしれませんが。

今回一般質問でご質問された、例えば……交際費とか自分の行動に伴って出てくる、そういう費用があります。こういったものも令和3年度は少なかったと思うのです。動けなかったですから。誠に足踏みを感じながら、現場対処でこれは経済支援や新型コロナの問題とか、

足元のことに——これも大事ですけども、そういう意味では若者が帰ってこられる意味では——別に外側だけに行ってやる方がいいわけではないから、地元のこと——このバランスをちゃんとやっていかなければいけないということは分かっているつもりですけども、最初の4年間ぐらいは外向きにいっぱい足を運んでいたと思うのです。そういう意味ではちょっといろいろ令和3年度は考えさせられるところだった。

加えまして私の2期目でありまして、1丁目1番地の医療の改革、大変な問題であります。これらに向き合えた年でも、非常に大きく向き合えた年ではあったので、そういう年度ではなかったかと思っております。ただ、両方バランスよく、内に籠もってばかりいても駄目だし、外側だけいい顔をしていても駄目だし、非常に難しいところだと思っておりますが、令和3年度はそういう年だったと思っております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開を10時30分といたします。

〔午前10時16分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前10時30分〕

○議 長 歳入の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、令和3年度一般会計決算、歳入の説明を申し上げます。決算書でご説明いたします。18、19ページをお開き願います。令和3年度一般会計歳入歳出決算の事項別明細書で説明をいたします。

まず、1款市税、1項1目市民税個人分です。収入済額は、前年度比4,994万円減となりました。1節の現年課税分では、6,349万円の減。納税義務者は3万187人で、前年度と比較して特別徴収で60人増加、普通徴収で658人の減少、全体では598人の減少となっています。調定額の減少につきましては、給与所得者の所得割額の減少が主な要因であり、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられます。

なお、当初課税の課税標準額で比較すると、給与所得で前年度比3.8%の減、農業所得は11.0%の増となっております。その他の所得についてはほぼ前年並みです。農業所得の課税標準額の増加については、市内全体の令和2年産米の収穫量が前年度よりも増加し、また1等米の比率が前年を大きく上回ったことなどが要因であります。営業所得の課税標準額が減少しなかった理由としては、固定資産税の軽減措置や様々な給付金、交付金などの財政支援により、所得の減少が抑制されたことが影響しているのではないかと考えております。

2節滞納繰越分は、大口の納付があったことにより、前年度比1,355万円の増となっております。不納欠損額は、コロナ禍の影響もあり前年度比504万円増となりました。収入未済

額では、現年分、滞納繰越分、合わせて前年度比 2,860 万円減の 8,443 万円となりました。収納率は、備考欄に記載のとおりで、現年課税分で前年度比 0.1 ポイント上昇し、99.3%、滞納繰越分で 13.3 ポイント上昇し、32.4%となりました。個人分全体の収納率は 0.8 ポイント上昇し、96.0%となりました。

その下、2 目市民税法人分です。収入済額は、前年度比 2,354 万円の減となりました。1 節現年課税分の収入済額が 2,442 万円の減となっております。均等割は 83 万円の増、法人税割が 2,526 万円の減となっております。令和 3 年度の法人税割額の算出根拠に用いられるのは、各法人の直前の事業年度における決算状況については、同時期に行われた固定資産税の軽減措置の申請状況などから、新型コロナウイルス感染症が多くの法人の業績に影響を及ぼしていることが表れてきております。影響の出方は様々であります。この傾向は現在も続いている状況であります。

各法人それぞれの事情がありますので、業種として一くくりにすることには注意が必要ではありますが、法人税割額を業種別に前年度と比較して、比較的大きな変動があったものは、増加のほうでは建設業、電気ガス業、卸売業など、減少のほうは製造業、サービス業、不動産業、などとなっております。

2 節滞納繰越分の収入済額は、前年度比 87 万円の増。不納欠損額は、前年度比 23 万円減となりました。収入未済額では、前年度比 240 万円減となりました。収納率は、現年課税分で 0.2 ポイント上昇し 99.9%、滞納繰越分は令和 2 年度の徴収猶予分の納付などで 11.7 ポイント上昇し、21.4%となりました。

1 項市民税の合計では、収入済額で前年度比 7,348 万円減の 27 億 8,633 万円、不納欠損額は 481 万円増の 858 万円、収入未済額は 3,101 万円減の 9,049 万円、滞納繰越分も含めた収納率は 0.8 ポイント上昇し、96.6%となりました。

その下、2 項 1 目固定資産税。固定資産税につきましては、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症対策として、国の制度によりまして中小企業等の固定資産税の軽減措置を行いました。その減収分につきましては、このあと 26、27 ページの地方特例交付金で、国から全額が補填されています。このことから、現年分の調定額、収入済額が大幅に減少しています。現年課税分、滞納繰越分を合わせた収入済額は、前年度比 1 億 9,127 円減の 35 億 6,207 万円となりました。

1 節現年課税分は、今ほど話しました新型コロナの軽減措置を受けた税額が、事業用家屋と償却資産を対象に調定額で約 2 億 7,400 万円分となったことから、その後も合わせて調定額で前年度比 2 億 6,992 万円の減、収入済額で前年度比 2 億 2,444 万円の減となりました。調定額は土地で 0.6%の減、家屋では 9.8%の減ですが、これを軽減前とすると 0.8%の減。償却資産は 6.6%の減ですが、軽減前とすると 2.7%の増となっております。

2 節滞納繰越分の収入済額は、前年度比 3,316 万円増。これも新型コロナ対策として令和 2 年度に行った徴収猶予の取扱いで、前年度に徴収猶予して、未納になっていた固定資産税が令和 3 年度に納付になったことが大きな増額の要因です。不納欠損額は、前年度比 3,959

万円増の 8,334 万円となりました。収入未済額は、現年課税分、滞納繰越分、合わせて前年度比 9,038 万円の減。収納率は、現年課税分で前年度比 1.0 ポイント上昇し 98.0%、滞納繰越分を含めた全体で 0.1 ポイント上昇し、81.5%となりました。

2 目国有資産等所在市町村交付金。これは非課税となる国、県が所有する固定資産に対してかかる固定資産税相当額が交付金として収入になるもので、国有林の単価が上がったことにより、前年度比 31 万円の増となりました。

その下の表、3 項 1 目軽自動車税環境性能割。令和元年 10 月 1 日以降に、軽自動車を取得した取得者に課税される税金で、従来の自動車取得税に相当するものです。令和 3 年度の収入済額は、前年度比 185 万円の増となりました。令和 3 年末で制度移行に伴う軽減措置が終了したことも影響しているものと考えられます。賦課徴収業務は県が行って、交付基準に基づいて市に交付となっております。

その下、3 項 2 目軽自動車税種別割。収入済額は、前年度比 546 万円の増、不納欠損額は 8 万円の増、収入未済額は 1 万円の減となりました。軽自動車等の登録台数全体は、年々減少傾向にありますが、増税となった新税率の車両の増加、また登録年の古い重課対象車両の割合の増加により、調定額、収入済額が伸びています。収納率は、現年課税分が前年度と同様で 99.1%、滞納繰越分が 0.1 ポイント上昇し、19.1%となりました。

続いて 20、21 ページをお開きください。4 項 1 目市たばこ税。収入済額は、前年度比 2,675 万円の増となりました。近年喫煙者の減少傾向により調定額、収入済額が減少していたことから、予算でも減少を見込んでおりましたが、結果としては令和 3 年度は、調定額、収入済額で前年度比 7.5%の増となりました。令和元年度と比べると減少していますが、令和 2 年度と比べると販売本数が 7 万 1,000 本増加したものであり、この中には加熱式たばこの換算方法の見直しも影響していると思われます。また、令和 3 年 10 月 1 日には税率が約 7%増税されたことも要因の一つです。

5 項 1 目入湯税。収入済額は、前年度比 580 万円の増となりました。新型コロナウイルス感染症の影響により旅館等の集客数は大幅に減少していますが、令和 2 年度に比べると若干回復していることが表れています。通常、毎月申告・納付を同時にするため、未納が発生しない税目ではありますが、滞納繰越分については、徴収猶予していた法人が業績不振により滞納となり、さらにコロナ禍により業績が回復せずに納付が遅れているものです。現在も定期的に納税相談をしており、早期に完納になるよう取り組んでいます。

6 項 1 目都市計画税。収入済額は、前年度とほぼ同額の 80 万円となりました。不納欠損額は、前年度比 344 万円の増、収入未済額は 520 万円の減となりました。滞納繰越分の収納率は、0.3 ポイント上昇し、3.6%となりました。

ここまでの 6 税目全体の収入済額は、前年度比 2 億 2,456 万円減の 70 億 1,194 万円となりました。減少の主な要因は、先ほど申しあげました中小企業等の固定資産税の軽減措置による調定額の減額にあります。

現年度分の収納率は、前年度比 0.6 ポイント上昇し 98.7%、滞納繰越分の収納率は 4.8%

上昇し、12.3%となりました。現年課税分と滞納繰越分を合わせた収納率は、前年度比 0.5 ポイント上昇し、88.2%となりました。

現年課税分の収納状況については、個人市民税、法人市民税で所得の減少による調定額の減少は見られましたが、固定資産税の軽減措置や様々な給付金、交付金など財政支援の効果もあり、収納率は上昇しました。

滞納繰越分の収納状況については、前年度徴収猶予した固定資産税、法人市民税などが納付になったことや、高額滞納者による未納であった市民税の一括納付があったことから、収納済額は大幅に増加しました。

不納欠損については、新型コロナウイルス感染症対策による徴収猶予や固定資産税の軽減措置などの制度に関連して、法人の経営状況や決算状況、財産や負債の状況、これらの情報などがより明確になったことなどから合わせて納税相談を行い、明らかに徴収不能と判断される、古い滞納分を不納欠損としたことから、前年度に比べて大幅に増加することとなりました。

今後も、税收確保と滞納繰越分の縮減に向けて、納付の遅れている方に対しては、早期に滞納が解消するよう取組を継続していきます。長期滞納者に対しては、生活状況や収入状況を把握し、一方で状況によっては滞納処分を的確に行うことも合わせて、実態に即した執行停止、不納欠損を実施することで、滞納繰越額の縮減を図ってまいります。

以上で、1 款市税に対する説明を終了いたします。ここで総務部長と交代いたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 引き続き説明申し上げます。20、21 ページ、一番下の表になります。

2 款地方譲与税、1 項 1 目地方揮発油譲与税、前年度比 237 万円の増。地方揮発油譲与税法によりまして、市道延長と面積により案分、譲与されるものであります。

続いて 22、23 ページをお願いいたします。2 項 1 目自動車重量譲与税、前年度比 276 万円の増。自動車重量税の収入額の 3 分の 1 に相当する額を市道延長と面積により案分し、譲与されるものであります。

2 番目の表、3 項 1 目森林環境譲与税は、私有林人工林面積、林業就業者数、人口などから算定され交付されるもので、ほぼ前年度並み。

3 番目の表、3 款利子割交付金は、利子課税の一部を交付されるもので、前年度比 72 万円の減。

4 番目の表、4 款配当割交付金は、上場株式等の配当割の一部が交付されるもので、前年度比 1,226 万円の増。

24、25 ページをお願いいたします。最初の表、5 款株式等譲渡所得割交付金は、株式等の譲渡をする際に課税される県税の一部が交付されるもので、前年度比 1,183 万円の増。

2 番目の表、6 款法人事業税交付金は、市町村分の法人住民税法人割の減収分の補填措置としまして、法人事業税の一部が県から市町村に交付されるもので、前年度比 5,165 万円の増。

3番目の表、7款地方消費税交付金は、前年度比1億385万円の増。地方消費税分2.2%の2分の1が、人口と従業者数で案分され交付されるもの。備考欄1行目の一般財源分は、前年度比2,043万円の増。2行目、社会保障財源分は、前年度比8,342万円の増。

一番下の表です。8款環境性能割交付金は、県税として徴収された普通自動車分の一部が市町村に交付されるもので、前年度比411万円の増。

26、27ページをお願いいたします。最初の表、9款1項地方特例交付金は、国の制度変更等によりまして地方負担の増や地方の減収が生じた場合などに、特例的に減収補填を行う目的で交付される交付金で、前年度比218万円の減。

備考欄1行目、個人住民税減収補てん特例交付金は、前年度比180万円の増。2行目、自動車税減収補てん特例交付金は、前年度比314万円の減。3行目、軽自動車税減収補てん特例交付金は、前年度比84万円の減。

2番目の表、9款2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税の軽減措置で償却資産及び事業用家屋に係る軽減分で、その減収分全額が交付されるもの。前年度比2億7,405万円の皆増であります。

最後の表、10款地方交付税は、前年度比6億1,994万円の増。備考欄1行目、普通交付税は、4億5,507万円の増の106億672万円です。国の算定の段階における基準財政需要額及び基準財政収入額の変動のほか、令和3年度の大きな要因としては、国の補正に基づく事業の円滑な実施に必要な経費を算定するため、臨時経済対策費が創設されたことや、基準財政需要額の臨時費目としまして、臨時財政対策債基金償還費が創設されたことがあげられます。2行目、特別交付税は、1億6,489万円の増。除排雪経費と原油価格高騰対策の増が主な要因であります。3行目、震災復興特別交付税は、ほぼ前年度並み。

28、29ページをお願いいたします。最初の表、11款交通安全対策特別交付金は、交通反則金などを原資としまして、交通事故発生件数、人口、道路延長などにより案分され交付されるもの。ほぼ前年度並みであります。

2番目の表、12款分担金及び負担金。1段目、1項1目農林水産業費分担金は、永松線復旧工事の林道整備事業分担金。

2段目、2目土木費分担金は、前年度比1,463万円の増。備考欄1行目、道路整備事業分担金は、6件の道路整備事業分で、二日町川窪線ほか消雪施設工事に係るものが主な増要因で、前年度比749万円の増。2行目、融雪施設維持費分担金は、市道電気料の地元分担金で、前年度比555万円の増。3行目、融雪施設補修費分担金は、消雪パイプ修繕や削井工事費に対する地元負担金で、前年度比102万円の増。4行目、道路整備事業分担金（繰越明許）は、塩沢東裏11号線の繰越しに係るもの。

3段目、3目災害復旧費分担金、備考欄、林道災害復旧事業分担金は、大崎水尾線災害復旧工事に係るもの。

最後の表、2項1目民生費負担金は、全体で前年度比370万円の減。1節社会福祉費負担金では、備考欄2行目、老人保護措置費負担金が、前年度比477万円の増。

続いて 30、31 ページをお願いいたします。最初の表、1 段目、2 節児童福祉費負担金は、前年度比 849 万円の減。備考欄 1 行目、保育園入園費負担金は、329 万円の減。3 行目、放課後児童健全育成事業負担金は、459 万円の減。収入未済額 815 万円のうち、保育園入園費負担金の滞納繰越分が 751 万円で 92%を占めております。

2 段目、2 目教育費負担金は、学校災害共済の保護者負担金で、前年度並み。

12 款分担金及び負担金の計は、収入済額 2 億 3,335 万円、前年度比 932 万円、4.2%の増となりました。

2 番目の表、13 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 段目、1 目総務使用料は、前年度ほぼ同額。

2 段目、2 目衛生使用料は、前年度比 198 万円の減。2 節環境衛生使用料は、前年度比 189 万円の減。一般火葬炉で、前年度比 108 件減の 852 件。

3 段目、3 目労働使用料も、ほぼ前年度並み。

32、33 ページをお願いいたします。最初の表、1 段目、4 目商工使用料は、前年度比 9 万円の減。2 節観光使用料は、ほぼ前年度並み。

2 段目、5 目土木使用料も前年度比 67 万円の減で、1 節道路橋りょう使用料は、202 万円の増。3 節都市計画使用料、備考欄、都市公園等使用料は 21 万円の増。4 節住宅使用料は、前年度比 327 万円の減。収入未済額は、住宅使用料が 1,021 万円、駐車場使用料が 105 万円となっております。5 節公共物使用料は、青線・赤線の占用に係るもので 40 万円の増。

3 段目、6 目教育使用料は、前年度比 93 万円の増。1 節教育総務使用料は 27 万円の増。2 節小中学校使用料は、ほぼ前年度並み。3 節社会教育使用料は、53 万円の増。

34、35 ページをお願いいたします。最初の表、4 節保健体育使用料は、ほぼ前年度並み。以上、1 項使用料は、前年度比 190 万円の減、1.7%の減となりました。

2 番目の表、2 項手数料、1 段目、1 目総務手数料は、前年度比 74 万円の減。1 節総務手数料は、ほぼ前年度並み。2 節徴税手数料は、前年度比 25 万円の増。3 節戸籍住民基本台帳手数料は、前年度比 95 万円の減。

2 段目、2 目民生手数料は、居宅介護予防支援事業手数料が主なもので、前年度比 66 万円の増。

3 段目、3 目衛生手数料は、前年度比 940 万円の増。1 節保健衛生手数料は、前年度比 35 万円の増。2 節清掃手数料は、前年度比 905 万円の増。可燃ごみ処理手数料が 862 万円の増などが主な要因となっております。

36、37 ページをお願いいたします。備考欄 1 行目、可燃ごみ処理手数料が 862 万円の増。2 行目、不燃ごみ処理手数料は 89 万円の増。

2 段目、4 目農林水産業手数料は、2 節畜産業手数料の減などによりまして、前年度比 42 万円の減。

3 段目、5 目土木手数料は、1 節都市計画手数料の減が主な要因で、前年度比 40 万円の減。

4 段目、6 目消防手数料は、前年度比 22 万円の増。備考欄 1 行目、危険物施設検査等手数

料が 16 万円の増。3 行目、火薬類消費許可申請手数料は、県から事務移譲されました花火の消費許可申請手数料で 6 万円の皆増となっております。

以上、2 項手数料は、前年度比 872 万円の増。13 款全体で収入済額 3 億 8,455 万円、前年度比 682 万円、1.8%の増であります。

38、39 ページをお願いいたします。最初の表です。14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金は、前年度比 789 万円の増。1 節社会福祉費国庫負担金では、備考欄 2 行目、生活保護費負担金が 1,843 万円の増。4 行目、障がい者自立支援給付費国庫負担金は 1,126 万円の増。2 節児童福祉費国庫負担金では、備考欄 3 行目、児童手当国庫負担金が、2,313 万円の減。その下の、子どものための教育・保育給付費国庫負担金が、748 万円の増などとなっております。

2 段目、2 目災害復旧費国庫負担金は、市道花岡線の道路災害復旧工事に対する交付金。

40、41 ページをお願いいたします。最初の表、3 目衛生費国庫負担金、備考欄 1 行目は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金。これは 3 回目接種分です。2 行目の繰越明許は、国からの収入が令和 3 年度になることから、繰越しとした令和 2 年度中に執行した分でございます。

以上、1 項国庫負担金は、前年度比 4 億 1,194 万円の増。

2 番目の表、2 項国庫補助金、1 段目、1 目総務費国庫補助金は、前年度比 7 億 691 万円の減。備考欄 2 行目、3 行目は、いずれもマイナンバーカード交付事業に係るもので、合わせて 1,359 万円の増。4 行目、地方創生推進交付金は、新たな地域再生計画に基づくみらいの雪国を創る人材育成及びしごと創生事業と、雪国で共に創るスポーツを通じた健康増進プロジェクトに対するものであります。5 行目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、令和 3 年度の執行に係る分、7 億 1,716 万円の減でございます。

なお、決算資料の 95 ページから 98 ページに、これ以外の財源も含め実施しました、新型コロナウイルス感染症対策事業を一覧にまとめてございますのでご覧いただければと思います。

収入未済額 458 万円は、戸籍住基システムの改修業務委託の繰越分。

2 段目、2 目民生費国庫補助金は、前年度比 45 億 6,942 万円の減。国による新型コロナウイルス感染症対策事業の有無の関係で大きな変動となったものでございます。1 節社会福祉費国庫補助金では、52 億 9,876 万円の減。特別定額給付金事業補助金が事務費と合わせて 55 億 9,976 万円の皆減でございます。3 行目、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金から、最後の行、子育て世帯等臨時特別支援事業事務費補助金（住民税非課税世帯分等）までが皆増となった事業で、合わせて 2 億 9,248 万円であります。

収入未済額 1 億 7,430 万円は、生活困窮者支援費と住民税非課税世帯等臨時特別支援事業の繰越分であります。

続いて 42、43 ページをお願いいたします。2 節児童福祉費国庫補助金では、7 億 2,934 万円の増。備考欄 4 行目、保育対策総合支援事業費補助金が、前年度比 885 万円の減。5 行目、

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金は、児童の安全確認等のための体制強化事業と子ども家庭総合支援拠点運営事業で、374万円の皆増となっております。7行目、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金（ひとり親世帯分）から最後の行、保育士等処遇改善臨時特例交付金までが皆増となった事業で、合わせて8億8,835万円であります。

一方、皆減となった事業は、新型コロナウイルス感染症対応では、子育て世帯臨時特別給付金とひとり親世帯臨時特別給付金で、それぞれの事務費と合わせて1億4,208万円の減。それと、学校法人里咲学園が整備しました子育て支援ルームに対して交付した、次世代育成支援対策施設整備交付金1,188万円の減であります。

収入未済額2,203万円は、下から2行目及び3行目の子育て世帯等臨時特別支援事業の繰越分であります。

2段目、3目衛生費国庫補助金は、前年度比2億9,018万円の増。備考欄1行目、感染症予防事業費国庫補助金が157万円の増。2行目、疾病予防対策事業費等国庫補助金が214万円の増。

44、45ページをお願いいたします。1段目、備考欄1行目は、2回目までの接種に係る追加交付分。2行目の繰越明許は、国からの収入が令和3年度になることから、繰越しとした令和2年度中に執行した分でございます。最後の行、医療施設運営費等補助金は、歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業に対するもので、皆増となっております。

収入未済額6,686万円は、3回目接種分の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金で、全額が繰越明許。

2段目、4目農林水産業費国庫補助金は、地方創生道整備推進交付金で1,500万円の皆増。これは地方公共団体が作成する地域再生計画に基づきまして、市道・農道・林道のうち、異なる2つの道以上の施設の一体的整備に対する補助金でございます。

3段目、5目土木費国庫補助金は、前年度比770万円の減。1節道路橋りょう費国庫補助金は、備考欄1行目、社会資本整備総合交付金——50%から60%補助は、道路橋梁維持補修事業、消パイリフレッシュ事業、道路新設改良、街路新設改良事業などに係る補助金で、樋渡東西線の事業完了などによりまして、2億9,083万円の減となっております。

2行目、社会資本整備総合交付金——3分の2補助は、機械除雪費、除雪機械整備事業費に対する補助金で、豪雪に伴う防災・安全交付金の追加配分もありまして、2億566万円の増。

3行目、道路メンテナンス事業補助金は、道路の長寿命化修繕計画に基づいて実施される道路メンテナンス事業——橋梁やトンネル等の修繕や更新もありますが、それに対するもので、1,411万円の減。

4行目、地方創生道整備推進交付金は、486万円の皆増。4目農林水産業費国庫補助金で説明しました内容と同じ事業で、市道改良に係る部分でございます。

5行目、臨時道路除雪事業費補助金（2分の1）は、今冬の豪雪による除雪経費の臨時特例措置分として追加配分されたものでございます。

収入未済額 1億 32 万円は、道路橋りょう費の消融雪施設維持管理事業や街路新設改良事業費などの繰越しに係るもの。

2 節都市計画費国庫補助金、備考欄 1 行目、景観改善推進事業補助金は、景観計画策定事業に係るもので、19 万円の皆増。2 行目、集約都市形成支援事業費補助金は、立地適正化計画策定に対するもので、306 万円の皆増でございます。

収入未済額 688 万円は、沿道整備街路事業、塩沢中央通り線——つむぎ通りですが、これの土地区画整理、基本計画策定に対する街路交通調査費補助金の繰越しに係るものでございます。

3 節住宅費国庫補助金は、前年度比 319 万円の減。

4 段目、6 目消防費国庫補助金は、ウェブ版ハザードマップデータ更新、浸水想定区域図データのGIS搭載に対するもので、102 万円の皆増。

46、47 ページをお願いいたします。1 段目、7 目教育費国庫補助金は、前年度比 2 億 6,704 万円の増。1 節小学校費国庫補助金は、前年度比 1 億 7,672 万円の増。この差額の要因ですが、7 行目、学校施設環境改善交付金から、最後の行までの令和 2 年度から繰り越したGIGAスクールに関連する事業、及び統合石打小学校に係る大規模改修工事などに係る補助金によるものでございます。そのほか、1 行目から 6 行目に記載の事業は、ほぼ前年度並みでございます。

収入未済額 765 万円は、新型コロナウイルス感染症関連で、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業の学校保健特別対策事業費補助金の繰越分。

2 節中学校費国庫補助金は、前年度比 8,611 万円の増。差額の要因は小学校と同じく、下から 4 行目、学校施設環境改善交付金から、めくっていただきまして 48、49 ページ、学校保健特別対策事業費補助金までの、令和 2 年度から繰り越したGIGAスクールに関連する事業、及び六日町中学校のトイレ改修工事などに係る補助金によるものでございます。

収入未済額 4,017 万円は、小学校と同じく、学校保健特別対策事業費補助金、及び塩沢中学校のトイレ改修工事の繰越分。

3 節特別支援学校費国庫補助金は、前年度比 1,056 万円の増でございます。差額の要因ですが、小学校・中学校と同じく、3 行目、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金から、最後の行までの令和 2 年度から繰り越したGIGAスクールに関連する事業、及び体育館の天井改修工事などに係る補助金によるものでございます。

収入未済額 180 万円は、小学校・中学校と同じく、学校保健特別対策事業費補助金の繰越分。

4 節社会教育費国庫補助金は、前年度比 636 万円の減。備考欄 2 行目、史跡等買上げ事業補助金は、坂戸城跡環境整備事業での土地購入に対するもので、皆増となっております。3 行目、史跡等保存整備事業補助金は、坂戸城跡石垣修理・整備事業などをまとめたパンフレット作成に対する補助金で、皆増でございます。4 行目、文化芸術振興費補助金は、文化施設の感染防止対策事業に係る補助金で、1,753 万円の減。

以上、2項国庫補助金は、前年度比47億1,079万円の減でございます。

次の表、3項委託金、1目総務費委託金は、ほぼ例年同様。

2段目、2目民生費委託金も、ほぼ前年度並み。

50、51ページをお願いいたします。最初の表2段目、3目土木費委託金は、備考欄、国道流雪溝維持委託金で、前年度比64万円の増。

以上、3項委託金は、前年度比20万円の増でございました。

2番目の表、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、前年度比525万円の増。1節社会福祉費県負担金は、前年度比746万円の増で、備考欄、保険基盤安定県負担金は1行目、2行目合わせて181万円の増。5行目、障がい者自立支援給付費県負担金が、470万円の増。7行目、保険基盤安定県負担金が134万円の減でございます。8行目、障がい児入所給付費等及び障がい児入所医療費等県費負担金が、193万円の増などとなっております。

2節児童福祉費県負担金は、ほぼ前年度並みで、備考欄2行目、児童手当県負担金が484万円の減。その下、子どものための教育・保育給付費県費負担金が433万円の増などとなっております。

続いて52、53ページをお願いいたします。1段目、3節災害救助費県負担金は、豪雪被害による災害弔慰金県負担金。

2段目、2目事務移譲交付金は、ほぼ前年度並みですが、備考欄1行目、条例等による事務処理の特例制度に伴う交付金が57万円の減。これは、墓地や屋外広告物に対する事務などのほか、基準に基づきまして、移譲事務・経由事務、全般に対して交付されるものでございます。

以上、1項県負担金は、前年度比475万円の増。

一番下の表、2項県補助金、1段目、1目総務費県補助金は、前年度比948万円の増。備考欄3行目、新潟県生活交通確保対策県補助金が180万円の減。5行目、特定地域の自立・安全を支援する事業県補助金は、欠之上クロスカントリーコース造成用圧雪車の取得に対する補助金で1,200万円の皆増。

令和2年度にありました、U・Iターン促進住宅支援モデル事業県補助金は皆減となっておりますが、7行目、U・Iターン実現トータルサポート事業補助金に集約された形となっております。

54、55ページをお願いいたします。2段目、2目民生費県補助金は、前年度比4,625万円の増。1節社会福祉費県補助金は、備考欄1行目、重度心身障がい者医療費助成事業県補助金が、160万円の減。5行目、地域生活支援事業等県補助金が、424万円の増。6行目、灯油購入費助成事業県補助金は、皆増でございます。最後の行、介護基盤整備事業費補助金は、社会福祉法人若葉会による、認知症対応型共同生活介護施設の開設に対する補助金——10分の10でございます。

2節児童福祉費県補助金は、前年度比602万円の減。備考欄2行目、新潟県地域子ども・

子育て支援事業交付金が 1,063 万円の増。3 行目、施設型給付費地方単独費用県費補助金が 167 万円の減。5 行目、新潟県特別保育事業補助金が、1,028 万円の減などです。

56、57 ページをお願いいたします。1 段目、3 目衛生費県補助金は、前年度比 401 万円の減。1 節保健衛生費県補助金は、前年度比 408 万円の減。備考欄下から 3 行目、子ども医療費助成等交付金が 470 万円の減。最後の行、新潟県 P C R 検査等支援補助金が皆増などです。2 節環境衛生費県補助金は、前年度とほぼ同額。

2 段目、4 目農林水産業費県補助金は、前年度比 8,887 万円の減。1 節農業費県補助金は、次の 58、59 ページにわたって、対象事業の追加や完了などによる皆減、皆増など、毎年の変動が多い補助金です。備考欄それぞれの説明は省きますが、全体では前年度比 233 万円の減となりました。

収入未済額 1,758 万円は、2 つの補助事業の繰越分です。

58、59 ページ、2 節林業費県補助金は、森林整備地域活動支援県交付金及び県単きのこ王国支援事業補助金の皆減、3 行目、県単農林水産業総合振興事業補助金の皆増などで、前年度比では 234 万円の減です。

3 節農林災害県補助金は、令和元年度発生の農林災害復旧事業——湯ノ沢に伴う、割当てに対する残分の補助金。

2 段目、5 目商工費県補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業県補助金の皆増などで、前年度比 1 億 859 万円の増。

収入未済額 14 億 234 万円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業に係る繰越分です。

3 段目、6 目土木費県補助金は、前年度比 129 万円の増。1 節都市計画費県補助金、備考欄 1 行目、にぎわい空間創出支援モデル事業補助金は、塩沢中央通り——つむぎ通りですが、この調査に対するもの。その下、繰越明許は、同じくつむぎ通りの基本計画策定業務委託に対するもの。

収入未済額 107 万円は、同じくつむぎ通りの土地区画整理事業計画等策定業務委託に係る繰越分です。

60、61 ページをお願いいたします。最初の表、1 段目、2 節住宅費県補助金は、前年度比 121 万円の増。

2 段目、7 目教育費県補助金は、前年度比 202 万円の増。1 節小学校費県補助金、スクール・サポート・スタッフ市町村支援事業補助金は、スタッフ 5 人に対する分で、皆増です。2 節中学校費県補助金は、ほぼ前年度並み。3 節社会教育費県補助金は、記載の 3 事業に対するもので、ほぼ前年度並み。4 節保健体育費県補助金は、R I D E O N 南魚沼事業に対するもので、ほぼ前年度並み。

以上、2 項県補助金は、前年度比 7,512 万円の増。

2 番目の表、3 項委託金、1 目総務費委託金は、前年度比 1,239 万円の増。1 節総務管理費委託金は、前年度とほぼ同額。2 節徴税費委託金は 135 万円の減。市県民税の現年課税分

及び滞納繰越分の納税義務者の減少によります。3節選挙費委託金は、衆議院議員総選挙等の皆増で、合わせて3,028万円の増。

62、63 ページをお願いいたします。4節統計調査費委託金は、1,653万円の減。5行目、経済センサス交付金が360万円の増。ほかは、ほぼ前年度並みで、前年度の国勢調査交付金のほか、2つの調査が皆減であります。

2段目、2目民生費委託金は、ほぼ前年度並みで、2節児童福祉費委託金、全国ひとり親世帯等調査交付金が皆増となっております。

3段目、3目農林水産業費委託金は、ほぼ前年度並み。

最下段、4目土木費委託金は、前年度比356万円の増。1節道路橋りょう費委託金、備考欄2行目、県道歩道除雪委託金が、降雪量等の影響によりまして258万円の増。2節河川費委託金は、ほぼ前年度並み。3節都市計画費委託金は、前年度比76万円の増。4節住宅費委託金は県営住宅の管理費等で、前年度比28万円の増。

64、65 ページをお願いいたします。最初の表、1段目、5目教育費委託金は、前年度比77万円の減。1節社会教育費委託金は、前年度比76万円の減。2節学校教育費委託金は、令和2年度に引き続き、北辰小学校が研究指定校として実施した事業に対するものでございます。

2段目、6目衛生費委託金。令和3年度からの新規で、南魚沼市と湯沢町で捕獲された指定管理鳥獣——イノシシやニホンジカですが、この処理に対するもので皆増でございます。

以上、3項委託金は、前年度比1,526万円の増。

2段目、4項県貸付金、1目商工費県貸付金は、前年度比800万円の減。

最下段、16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入は、前年度比2,967万円の減。1節土地貸付収入は、前年度比104万円の増。長期40件、短期で12件の貸付けで、代表例としましては日本電算コパル、八海醸造、ヤマト運輸などへの貸付けとなっております。

2節建物貸付収入は、前年度比208万円の減。計27件の貸付けで、代表例としまして、ヤマト運輸、JAみなみ魚沼、リコージャパンなどへの貸付けでございます。

3節施設貸付収入は、令和2年度末に譲渡手続が完了したことによりまして、光ファイバー貸付収入2,863万円の皆減となっております。

66、67 ページ。最初の表、2目利子及び配当金は、備考欄記載の基金に係る利子で、債券運用において新たな県債、国債を購入した実績等により、前年度比187万円の増。

以上、1項財産運用収入の計は、前年度比2,779万円の減。

2番目の表、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節土地売払収入は、普通財産等23件の売払いで、前年度比1,295万円の増。2節建物売払収入は、上町エコ住宅の売却で皆増。

2段目、2目物品売払収入は、官公庁オークションでの売却8件分で、前年度比454万円の増。内容自体が小型ロータリーとか救急車などの売却となっております。

68、69 ページをお願いいたします。3目生産物売払収入は、前年度比23万円の増。備考

欄、Jークレジット売払収入は29件で、171トンの販売。

以上、2項財産売払収入の計は、前年度比2,051万円の増。

2番目の表、17款寄附金、1項1目一般寄附金は、前年度比11億330万円の増。1節一般寄附金は10件分で、前年度比364万円の減。2節ふるさと納税寄附金は、前年度比11億694万円の増。コース別の内訳は、決算資料の11ページに記載のとおりでございます。

2段目、2目指定寄附金は、前年度比1億8,548万円の増。備考欄1行目、指定寄附金は、松井利夫様からのご寄附5億円。2行目は、株式会社プリンスホテル様からの南魚沼のおいしい湧き水売上寄附金。3行目は、無電柱化工事及び地方創生道整備推進事業に伴う企業版ふるさと納税の収入。

3番目の表、18款繰入金、1項特別会計繰入金、1目、2目、繰入金はございません。

70、71ページをお願いいたします。最初の表、3目介護保険特別会計繰入金は、介護認定審査会運営に関する光熱水費、施設管理費、及び低所得者保険料軽減負担金の返還を繰り入れたもの。

4目城内診療所特別会計繰入金は、前年度精算分の繰入れ。

次の表、2項基金繰入金、1段目、1目財政調整基金繰入金は、予算策定時の財源調整分は全額戻入れ。決算書計上の3億4,670万円は、ふるさと納税返礼品の定期便分としての積立てで、令和3年度において繰り入れて執行したものの。

2段目、2目合併振興基金繰入金も、当初予算分は全額減額。

3段目、3目国際交流及び文化・スポーツ基金繰入金は、各種大会への出場支援事業等に対するもので、前年度比128万円の増。

72、73ページをお願いいたします。1段目、4目市民の文化・スポーツ奨励棚村基金繰入金は、小学生演劇鑑賞や国体等出場奨励金など、それぞれ基金の目的とする事業への繰入金。前年度比34万円の増。

2段目、5目、備考欄1行目、ふるさと応援基金繰入金3億5,100万円は、前年度比6,400万円の増。令和3年度にふるさと納税の果実を活用させていただいた事業の財源でございます。なお、対象事業とその活用額は決算資料の13ページに記載してございます。2行目、繰越明許は、銭淵公園整備事業の繰越分。

3段目、6目森林環境譲与税基金繰入金は、令和2年度交付分を繰り入れし、森林整備促進事業に充当したもので、前年度比1,212万円の増。

4段目、7目中越大震災地域復興支援基金繰入金は、前年度比153万円の増。令和2年度から継続しています浦佐地域のフットパス事業、浦佐駅地域交流施設兼案内所事業への充当となっております。

5段目、8目人材育成及びリゾートオフィス・田園都市構想松井基金繰入金、前年度比8,500万円の増。

74、75ページをお願いいたします。最初の表、9目無電柱化推進基金繰入金は、市道長森作田線ほかの事業費確定に伴い基金から財源充当したもので、皆増でございます。

以上、2項基金繰入金の計は、前年度比3億6,958万円の増。

2番目の表、19款繰越金、1節純繰越金、前年度比8,918万円の増。2節繰越事業費等充当繰越金は、繰越明許に対する充当分で5,302万円の増。

一番下の表、20款諸収入、1項1目延滞金は、市税に係る延滞金で、前年度比308万円の増。1件443万円の大口納付があったためでございます。

76、77ページ。最初の表、2項1目預金利子は、ほぼ前年度並み。

2番目の表、3項貸付金元利収入は、1目高齢者住宅整備資金貸付金元利収入から、次のページにわたって6つの貸付事業に係る貸付金元利収入。

2目地方産業育成資金預託金元利収入は、貸付枠の縮小によりまして1,600万円の減。

3目異常少雪緊急経営支援資金預託金元利収入は、金融機関との協議により平成28年、平成29年分が廃止となり、令和2年分のみで、貸付枠の実績により4,775万円の減。

78、79ページをお願いいたします。1段目、5目新型コロナウイルス感染症緊急経営支援資金預託金元利収入は、550万円の増。なお、令和2年度まで計上の、中之島診療所運営資金貸付金元金収入は、償還が終了しまして皆減となっております。

以上、3項貸付金元利収入の計は、前年度比5,946万円の減。

一番下の表、1段目、4項受託事業収入、1目民生費受託事業収入は、前年度比841万円の増。1節後期高齢者保健事業受託収入は、新潟県後期高齢者医療広域連合からの保健事業の受託収入で、1,092万円の増。前年度、新型コロナの影響によりまして健診開始時期の延期等を、令和3年度に通常体制に戻したことにより受診者の大幅増。

2節児童福祉費受託事業収入は、市外から当市の保育園を利用した場合の保育業務受託事業収入で、251万円の減。

2段目、2目農林水産業費受託事業収入は、ほぼ前年度並み。

80、81ページをお願いいたします。3目消防費受託事業収入は、ほぼ前年度並み。

4目教育費受託事業収入、ほぼ前年度並み。

5目広域行政受託事業収入は、前年度比1,399万円の増。1節湯沢町広域行政受託事業収入は、備考欄記載の業務に係る受託事業収入。備考欄4行目、し尿及び生活雑排水汚泥処理業務受託事業収入が、424万円の減。その下、可燃ごみ処理業務受託事業収入が、施設の延命対応としての計画的な修繕工事の実施によるものなどで、3,932万円の増。その4つ下、9行目、消防業務受託事業収入は、湯沢署の救急車更新の減などにより2,064万円の減。下から2行目、広域ごみ処理施設建設受託事業収入は、魚沼市の離脱による湯沢町との負担率の見直しによるもので、298万円の増。

これらにより、1節の合計で1,557万円の増。

82、83ページをお願いいたします。2節湯沢町以外広域受託事業収入は、前年度比157万円の減。1行目、し尿等受入施設建設受託事業収入は、し尿受入施設建設に伴う地元対策費の欠之下村中線の事業費増に伴う魚沼市の負担分で288万円の増。令和2年度まで計上の、広域ごみ処理施設建設受託事業収入は、魚沼市の離脱により皆減。

4 項受託事業収入は、合計で前年度比 2,257 万円の増。

下の表、5 項雑入、1 段目、1 目弁償金は、ほぼ前年度並み。収入未済額 27 万円は、大崎保育園ガラス拡散事故に対する和解金。

2 段目、2 目雑入は、前年度比 527 万円の減。2 目は、92、93 ページまで記載がありますが、前年度と大きく変わった項目について説明をさせていただきます。

1 節総務雑入は、前年度比 2,057 万円の減。備考欄 2 行目、市有建物災害保険金が 505 万円の増。7 行目、自治総合センターコミュニティ助成事業交付金が 220 万円の減。その下、長寿社会づくりソフト事業費交付金は、上田小学校及びうえだ保育園統合記念上田ふれあい祭りが採択されたことによるもので皆増。下から 2 行目、郵送料負担金が 378 万円の減。最後の行、新潟県市町村振興協会宝くじ市町村交付金は、宝くじの収益金から市町村に配分されるもので、287 万円の増。

令和 2 年度計上の中越大震災地域復興支援基金に対する、地域復興支援事業交付金及び光ファイバー移設補償費は皆減となっております。

84、85 ページ。2 節民生雑入は、前年度比 189 万円の減。収入未済額 1,392 万円は、生保 63 条返還金、保護費過支給分返還金、生保 78 条費用徴収金、いずれも滞納繰越分などが主でございます。

次の 86、87 ページにわたって、8 行目、療養給付費負担金精算金 277 万円の皆増。ほかはそれぞれ多少の増減はありますが、ほぼ前年度並み。令和 2 年度にありました、温泉供給利用保証金返還金は、皆減となっております。

3 節衛生雑入は、前年度比 633 万円の増。備考欄 4 行目、新型コロナウイルスワクチン住所地外接種費用負担金が皆増でございます。その下、成人各種健診実費徴収金は 89 万円の増。その下、有償資源物売却収入等——可燃ごみですが、108 万円の減。同じく、その下の不燃ごみは 374 万円の増などによるものでございます。

88、89 ページをお願いいたします。4 節労働雑入は、ほぼ前年度並み。5 節農林水産業雑入、前年度比 105 万円の増。備考欄 2 行目、森林整備事業協力金は、間伐材売払いや、分収に対する収益の配分等で 31 万円の増。下から 3 行目、過年度国県補助金等返還金は、過年度に交付した経営転換協力金等 4 件分で皆増。

6 節商工雑入は、前年度比 191 万円の減。備考欄 6 行目、信用保証料返戻金は 536 万円の減。下から 3 行目、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金は、五十沢キャンプ場の浄化槽配管・機器類交換工事に対する、省エネ型浄化槽システム導入推進事業の補助金——2 分の 1 ですが、皆増でございます。ほかは、それぞれ多少の増減はありますが、いずれもほぼ前年度並み。

7 節土木雑入は、前年度比 134 万円の増。

90、91 ページをお願いいたします。下から 3 行目、全国公営住宅火災共済機構見舞金は、市営物見ヶ丘団地及び市営北原団地 46 号の雪害に対する見舞金で皆増。ほかはそれぞれ多少の増減はありますが、いずれも前年度並み。

8節消防雑入は、前年度比 134 万円の減。備考欄 3 行目、消防団員公務災害防止活動援助事業助成金は、バルーンライトの配備に対するもの——10 分の 10 で皆増でございます。その下、防災ラジオ販売代金は 132 万円の減。

収入未済額は、危険家屋に係る事務管理実費徴収金——滞納繰越分でございます。

9節教育雑入は、前年度比 1,168 万円の増。収入未済額は、給食費実費徴収金に係るもの。92、93 ページをお願いいたします。備考欄 3 行目、自校給食費実費徴収金は 258 万円の減。5 行目から 7 行目の各給食センター給食費実費徴収金が、合わせて 586 万円の減。その下、スポーツ振興くじ助成金は、大原運動公園テニスコート人工芝張替工事——これは 8 面に対する t o t o の助成金で、皆増でございます。その下、施設共同利用部分収益分配金は、駅前ララの共用部分における収益分配金で 27 万円の減。その下、施設命名権売却料は、大原運動公園野球場、モンスターパイプ分でございます。令和 2 年度計上の新潟県学校給食会からの臨時休業対策費補助金は皆減。

以上、5 項雑入の計は、前年度比 524 万円の減。

2 番目の表、21 款市債、1 段目、1 目総務債 前年度比 3,480 万円の増。1 節公共施設等適正管理推進事業債は、前年度比 3,300 万円の増。長寿命化に対するもので、市民会館大ホール巻上機ワイヤー更新工事などの充当財源。

2 節一般事業債は、前年度比 180 万円の増。石綿対策事業債で、上長崎保育園、勤労青少年ホーム、旧田中町簡易郵便局の解体除却工事の財源充当。

2 段目、2 目衛生債は、前年度比 1 億 520 万円の増。可燃ごみ処理施設の改修工事の財源充当でございます。

3 段目、3 目農林水産業債は、前年度比 2,480 万円の増。1 節農業債は、県営土地改良事業や農業農村整備に係る県営事業負担金に充当するもので、繰越明許等と合わせて、前年度比 1,770 万円の増。収入未済額は、農業農村整備に係る県営事業負担金などの繰越分。

94、95 ページをお願いいたします。2 節自然災害防止事業債は、畔地地内の赤坂排水路改修工事に対するもので皆増。

2 段目、4 目商工債の発行はありませんでした。

3 段目、5 目土木債は、前年度比 4,500 万円の増。1 節道路橋りょう債、道路橋りょう・消融雪事業及び除雪機械整備等、社会資本整備総合交付金事業に充当するもので、繰越明許費を合わせて前年度比 4,080 万円の増。

2 節河川管理事業債は、緊急浚渫推進事業に充当するもので、皆増でございます。3 節公共災害関連事業債は、市野江甲地区急傾斜地崩壊対策事業に充当するもの。収入未済額は、道路橋りょう維持補修事業費、道路新設改良事業費などの繰越分。

4 段目、6 目消防債は、前年度比 5,240 万円の減。1 節備考欄、防災基盤整備事業債は、消防団の車両整備などに充当するもの。

5 段目、7 目教育債は、前年度比 1 億 80 万円の増。G I G A スクールに関連する小・中・支援学校それぞれの通信工事に充当するもの。そのほか、1 節、統合石打小学校改修工事に

充当。2 節、六日町中学校トイレ改修工事に充当。3 節特別支援学校債では、体育館天井改修工事に充当。4 節社会教育債は、坂戸城跡整備事業に充当するもの。収入未済額は、小学校債では蕨神小学校体育館改修、中学校債では、塩沢中学校のトイレ改修工事及び特別教室のエアコン設置工事などの繰越分でございます。

最後の段、8 目臨時財政対策債は、前年度比 7,260 万円の減。

96、97 ページをお願いいたします。1 段目、9 目災害復旧債は、前年度比 90 万円の減。1 節公共土木施設災害復旧事業債は、7 月の集中豪雨により被害を受けた、市道花岡線、市道南田中樺野沢線の道路災害復旧工事に充当するもの。収入未済額は、花岡線道路災害復旧工事に係る繰越分でございます。

以上、21 款市債の計は、前年度比 3 億 9,150 万円の減。

以上で、歳入の説明を終わります。

○議 長 歳入に対する質疑を行います。

3 番・大平剛君。

○大平 剛君 では、2 点お伺いします。まず 1 点目、18 ページ、19 ページですが、固定資産税のところですか。監査委員の方も触れられていましたけれども、不納欠損額が結構大きくなってきましたが、この辺について担当部署としてどのように捉えていらっしゃるか、教えていただきたいと思えます。

続きまして 20 ページ、21 ページ、入湯税の関係です。状況は先ほど部長からお話いただいたところで大体分かるのですが、これは当然、本来 100% 収入がなければおかしいというところなので、この辺、収入されたもので充足先のいろいろなこともしていますので、公平性の観点から今後、新型コロナのせいというのがありますけれども、それは令和 2 年度から続けてということなので、その辺のほう、担当部署としてはどう考えていらっしゃるか。その辺を少しお願いしたいと思います。以上、2 点です。

○議 長 税務課長。

○税務課長 固定資産税の不納欠損の件ですけども、不納欠損については固定資産税ばかりではなく、令和 3 年度については大幅に増加しております。主な要因ですけども、高額滞納者の 2 件について、平成 6 年から平成 8 年までの滞納分について、4,600 万円以上不納欠損したというのが大きな要因です。

固定資産税の不納欠損については、県外の所有する法人の不納欠損がかなり目立っています。これについてはバブル期に取得したもので、現在もう破産して実態のない法人等が多々ありまして、徴収することが困難になっています。そういうような状況で、今後もこれについてはいろいろな方法によって、何とか徴収率を上げていきたいと考えております。

次に入湯税についてですけども、入湯税については先ほど市民生活部長が説明したとおりの状況で、議員さんのおっしゃるとおり、これについては必ず徴収していかなくてはならないものです。これについて 2 か月に一度、納税相談を行いながら、ほかの税目よりも入湯税を優先して徴収できるように相談を継続しております。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 固定資産税に関しましては分かりました。なかなか市外の業者となると相談もできないし、バブル期の負の財産とっては何ですけれども、そういうこともあるかと思えます。そういう意味では決して市内の業者さんがメインということではないということで、その点は一つ安心させていただきました。ただ、やはり減免措置が終わって、また今後あると思えますので、そういうとき、どういうふうに対処できるかというのを、この結果を踏まえた上で考えていっていただければと思います。

そして、入湯税の関係ですけれども、やはり本来は、我が市において観光というのは大変基幹産業なわけですから。その一翼を担っているこの温泉街さんが払えないというのは、本来あってはならないことなので、これは収納する部署だけの問題ではないと思えます。ぜひ観光産業は今大変な目に遭っているということを踏まえた上で、市全体でどういう補助ができるか、そういう観光産業に力を与えられるかということをよく考えていただきたいと思えます。そういうのがこの決算で出ていると思えますので、よろしくをお願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 先ほど税務課長の答弁の中で、ちょっと誤認されないようにということで、改めて補足をさせてもらいますけれども、固定資産税で今年大きく不納欠損した、高額滞納が2社あったという話を前段で差し上げました。その2社につきましては市内の業者さんでございます。

こちらのものについては、もともとかなりの高額な滞納を持っておられる方だったので、固定資産税のほか市・県民税、あるいは昔の集合税という話をしましたので、国保税のほうなんかにも影響があるのですけれども、こちらのほうは、今回途中でお話をしました固定資産税の軽減措置というのが、新型コロナの関係でありました。あの関係で今までの調査よりも、より詳細な会社の経営状態ですとか、通年の決算状況ですとか、そういった資料をこちらのほうでも徴取することができました。それによって、さすがに平成6年、平成7年、平成8年というあたりの償還能力がないというところまでを判断して、集合税の部分を欠損させていただきました。それが少しまとまって出たために、その2社につきましては市内の業者さんですが、大きく出た関係があります。

もう一つの主に固定資産税で多くあるのは、市内のリゾートマンションとかは毎年ありまして、この部分はちょっと法人実態がないとかというのがあります関係で、どうしても毎年ある程度高額に出てきてしまうということがあります。1点目の補足としてはそういうところがあります。

あと、2点目の入湯税につきまして、全くおっしゃるとおりでありまして、入湯税につきましては預かり税でありますので、ここの部分はまたほかの税とは一つ違う観点で職員も臨んでおりますので、今後とも努力してまいりたいと思えます。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 入湯税に関しては分かりました。

固定資産税に関しては、私のほうが聞き手の粗相があったようで誠に申し訳ございません。そういうわけで市内業者ということなので、なかなかやはり市内業者は厳しいと思いますので、今後もよく聞き取り等された上で、適正な対処をお願いしたいと思います。申し訳ございませんでした。

○議 長 ほかに。

18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 18、19ページ、滞納についてです。全般的に聞きますけれども、固定資産税もそうだし、いろいろな税があります。あとそれと例えば、もう収入ということで少し言わせていただくと、給食費もあるし、保育料もあるわけです。そういう滞納というのは、例えば固定資産税の滞納は厳しくするけれども、ほかの給食費は優しくするとか、そういうことはあるのか。ちゃんと一律でない点があります。

例えば滞納している人は大体同じだと私は聞いているのです。例えば私が滞納していれば、固定資産税も滞納するし給食費も滞納する。例えば、市の職員が来ました、今日は税務課です、今日はほかのところですよということであると、めいると思うのです。ただできえ、めいるという思い。それをどういうふうにしてやっているのかをお聞きしたい点があります。

あとそれと、これは歳出も絡むかもしれないですけども、やはり聞いてみたいのは、市としては市税とかを滞納していると、一部で制約するところもあるわけです。例えば市営住宅に入れないとか、めぐちゃん祝い金がもらえないとかというのがあるのですけれども、私が少し疑問に思ったのが——めぐちゃん祝い金というのは12万円とか支給するわけです。私本当にこれはすごく思うのですけれども、例えば12万円をもらって払うことによって、滞納が消える可能性だってあるわけです。

そういう場合というのは、資料を見ると240件、申請件数があつて、でも支給件数が229件とか、11件払っていない人もいるわけです。これは支出に絡むかもしれないけれども、ただ、滞納という全体的な市の考えとしての、この事業に対しての考え方としてお聞きしたいのです。そういう場合というのは例えばですよ——ものによってはちゃんと考慮しなければいけないけれども、めぐちゃん祝い金みたいなものであれば、それによって子供が生まれた、でもあれがあるのだから支給しないととかというのは、少しかわいそう——それこそめぐちゃん、めじよげだね、みたいな視点もあるのです。そういう滞納全般についてどういうふうに考えているのかを、後段の2個目のほうは聞いてみたいです。

○議 長 税務課長。

○税務課長 先ほどの、ほかの債権との兼ね合いですけども、基本的に、例えば税金を滞納している方と、例えば介護保険料を滞納している方がいたときに、それぞれの部署で情報を共有するということは基本的にできません。一般債権である——例えば医療費だったり、水道料金だったりしたものについてはなおさら調査権等も——例えば介護保険料等であれば公債権なので調査権があるために、こちらのほうで調査した中で情報共有はできますけ

れども、一般債権についてはそういうものがないために、情報共有はできず、それぞれの部署で粛々と滞納整理をしているということになります。

あと、2番目の補助金とかについての滞納についてですけれども、基本的に補助金とか交付金を受ける際に、滞納がないことが条件になっていることが結構あります。そのために本人の同意を得て、滞納状況について担当部署が調査し、こちらのほうで滞納があれば、滞納ありということで担当部署に報告しているという状況です。

税務課からは以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 今ほど例としてめぐちゃん祝い金のお話が出ましたのでお答えさせていただきますが、申請の数と支給の数が違うというのは、該当しなかったということがありまして、該当する方にはあまねく支給をさせていただいております。

あと、お話の中で、めぐちゃん祝い金を支給することによって相殺できるのではないかなというお話がありました。確かにこの制度をつくる時に、そういう検討もしましたけれども、やはりそれは公平性から考えまして、ちゃんと納めていただいて、しっかりと受け取るという方もいらっしゃいますので、そこはしっかりとさせていただいております。

滞納でめぐちゃん祝い金が支給できなかったという件は……2件ほどありましたが、そこは今ほど申し上げましたとおり、公平性を考えて対応をさせていただいております。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 1点目、2点目ともに説明が分かりやすかったです。ケース・バイ・ケースでまた考えていっていただければいい点はあると思います。

ただ、1点目のほうの、この税金は私は分かる、この税金は分からないという、過去に私は、10年ぐらい前には滞納審査会だか、そういうようなものがあって、副市長とかがトップになって、審査会みたいなものをやっていたことが過去あると思うのですが——要は、言葉は悪いですがけれども、取立てで厳しいのと、優しいのがあるとかでは困るというので、そういうのは今やっていないということですか。今の答弁からしてみると、それはしていないと私はとれたのですが。

要は同じ滞納、市民からしてみれば滞納——お金を払っていないというのは同じけれども、例えば5万円の滞納でも、Aさんの物件の滞納とBさんの物件の滞納の内容が違えば、取立て方法が違うというのは、そういう点で不公平感というのも出てくるのですけれども、そこをどうしているのかというのは、もう税務課で答えられなかったら、また部長とかに答えていただければという思いがあるのです。

○議 長 税務課長。

○税務課長 今、議員のおっしゃった、南魚沼市滞納処分審査会は現在もあります。それで事務局は税務課が行っており、委員長は副市長です。それで税務課のほうでは、滞納内容について報告を得て、それについて指導は行うのですけれども、それぞれの部署がこちらの税情報等を知ることがちょっとできないもので、事務局のほうでできる限りの指導をした中

で、これについて最終的に債権放棄をするだとか、不納欠損をするだとかといった内容を審査しているという状況です。

以上です。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 分かりました。では、その会がちゃんと行われているのですか、令和3年とかにはやっているかどうかについてだけ、回答をいただければ。

○議 長 税務課長。

○税務課長 毎年、滞納繰越分の債権を持っているところについて、その年度についての滞納状況を報告していただいて、それについてその年度でどのような処分をするかということをもた報告していただいて、こちらのほうから審査した結果を各部署に報告しているという状況です。

以上です。

○議 長 歳入に対して質疑を行う方、挙手を願います。

[複数名挙手あり]

○議 長 昼食のため、休憩といたします。休憩後の再開を1時20分といたします。

[午前11時57分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後1時19分]

○議 長 歳入に対する質疑を行います。

6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1点だけ伺います。63ページの中ほどにあります児童福祉費委託金。少額ですけれども、全国ひとり親世帯等調査交付金というのが、私が見た中では予算にはなかったように思うのですけれども、これについてももう少し、どういう調査なのかというところを説明いただきたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ただいまのご質問です。全国ひとり親世帯等調査交付金ですが、これは5年に1回、国が行う調査になりまして、ひとり親家庭の内情とか、そういうことを調査する内容になっております。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 国のほうから委託金が少額ですが来るわけですけれども、それを市としてはどういうふうにも調査して、市のほうでも調査したものを何か活用できるのかどうか。どういうものなのかを、もう少し伺いたいと思います。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 ただいまの調査につきましては、国のほうから調査票が送られてまいります。それを当課の職員が該当する地区にある、該当する家庭に聞き取りを行い、それを取りまとめて国のほうへ報告するということになっております。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 そうしますと、ひとり親世帯がどこでということ、もう市のほうでも調べられていて、児童扶養手当を受けていない方でも、この件数とか、どこの家だという一届けられるということは、それが全部把握されていて、その作業ができるということですよ。その辺はどうなのでしょう。市として何か活用する、きちんと数字を押さえておくというようなことに活用しているのでしょうか。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 該当する世帯につきましては、児童扶養手当ですとか、そういうものでつかんでおります。どういうふうにして活用するかということですが、やはり調査を行っている世帯の数が少なかったというようなこともありますので、それをすぐ市で参考にするというようなことはありませんが、将来、国のほうからこの調査がまとまってくると思いますので、そのときにはちゃんと市のほうでも確認して役立てたいと考えております。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 2点お伺いいたします。最初に21ページ、入湯税の部分です。これも併せた中で、滞納部分でお伺いしたいのでありますけれども、昨年から金額的にも増えております。差し支えないようでしたら、件数等をお聞かせいただければと思っております。

それと、入湯税を滞納するという事は、正直言ってその前に固定資産税等、市税等ももちろんあります。よほどでなければ入湯税まで滞納というところまでいかないのが現実かと思っておりますけれども、私が思うのは、例えば給付金とか――補助金は一般的には滞納があれば、補助金は受けられないと思っております。

例えば、今、市で新型コロナでいろいろ支援している給付金等、そういう支援金とか、そういう部分があるかと思っております。これはその方たちは滞納していても受けられたのか受けられなかったのか。ちょっとその差という部分をお聞かせいただきたいと思っております。どう違うのかという部分をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、79ページの就学支度資金貸付金の部分でありますけれども、ちょっと私これを見ると、滞納者がなくなったと見ております。もしそうであるならば、ありがたいことですので、もしそうだった場合、今こういう――現実には厳しいかと思うのですけれども、どういう形でそういう滞納がなくなったのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 税務課長。

○税務課長 入湯税の滞納者は、1法人です。滞納についてはおっしゃるとおり、入湯税だけではなくほかの税目についても滞納があり、給付金だとかほかのものについても、こちらはその方と納税相談した中で、できる限りの申請等はしてもらおうようなお話をしています。

以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 給付金、それから支援金で滞納があった場合の給付についてです。基本的にここ2年間の新型コロナの関係の支援につきましては、私どもは当然、緊急的な経済対策になりますので、納税証明等は取らないで、申請があつて要件を満たしていれば支給はすると。原則にはそういう形で、ここ2年は取り組ませていただきました。

以上です。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 就学支度貸付金の滞納分がゼロになったという件ですけれども、これはひとり親の方が就学するために、施設といいますか、そういうところで勉強する、資格を取得するときに補助するお金になっております。これについては、この方とは児童扶養手当の中から返済していただけるというお話がつかまりましたので、児童扶養手当の中から2万円ずつお支払いいただいたということです。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 そうしますと、滞納の件でお伺いさせていただきますけれども、給付金であるならば支給ができるということをお聞かせいただきました。そこで、どうしても先ほど来の関連の部分に入りますけれども、当市はめぐちゃん祝い金というのをやっております。これは給付金なのか支援金なのか、どういう扱いでされているのか、お伺いさせていただきますと思っています。

次に、貸付けの部分ですけれども、例えばこういう部分が今就学という形で出られました。当市においては、小中学校であれば就学援助という部分があります。それとの兼ね合いはどのようなになっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 めぐちゃん祝い金ですが、お祝い金はあくまでも出生された方に対するお祝いということでありまして、給付といいますか、そういうこととはちょっと言えないと思っております。

あと、就学の支度金の貸付けです。これにつきましては、今回は児童扶養手当のほうから返還していただくという答弁でありましたけれども、その中でいろいろ向学の意味がある方、こちらに広く使っていただきたいということで、支度金という形でお貸ししているわけですけれども、残念ながら今回は途中で断念された方もいらっしゃいました。そういう意味では、利用していただければいい制度だと思っております。答えになっていましたでしょうか、すみません。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1点だけ、再度お伺いさせていただきます。一番最初の滞納の件であります。お祝い金という表現をされました。私は子育てということを考えたならば、支援金ではないのかという思いがあるのです。そういう分担を変えれば、きちんと滞納者でも給付がで

きる体制なのです。今回の国の特別給付金は、滞納があっても預金通帳をしたり差押えしないという形になりました。それはこちらの一つのやり方によって、これだけ人口問題だとか子育て問題が出ているとき、そういう支援金という扱いにならないのかということ、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 中沢議員にちょっとお話をさせてもらいますが、これはもう既に一般質問でもかなりやり取りしまして、応援金という形でやらせてもらう。そのときにかなり私とは議論をやって、考えが違うのかもしれませんが、そのことで私ども令和3年度やってきているので、ここでの質疑というのが果たしてふさわしいのかどうか、ちょっと考えていただきたいと思います。

〔決算議会なので聞かせていただきました〕と叫ぶ者あり〕

○議長 長 15番・中沢さん……（何事か叫ぶ者あり）歳入になりますので。歳出の部分かと今思っています。またの機会になりますか、一般質問でもという話もありますので、それを踏まえた上での質問を……（「やったんだよ」と叫ぶ者あり）お願いしたいと思います。

○議長 長 ほかに。

13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 ごく簡単なことですが、ちょっと数が多いのですが、5点だけ質問させていただきます。

まず33ページですけれども、市営住宅使用料です。これにつきましては300万円以上ですかね、ここのところちょっと減っています。時々入居希望を公募するのですけれども、なかなか埋まらないというような状態があるようです。使用料も300万円ぐらい減っているわけですし、入居の状況を——どこが幾つという細かいことはなくていいのですけれども、公営住宅はなかなか入居が埋まらないとか、その傾向だとか、大ざっぱなところでもいいので傾向をちょっと教えていただきたいと思います。どのくらい入っていないのかなという。

次が、53ページです。これは以前にも出てきたのかもしれませんが。私がちょっと内容を理解していないので聞きたいのですけれども、53ページの一番上に、児童入所施設措置費等県負担金というのがあります。これの内容と伺いますか、どういう場合にこの負担金が生じたり、負担金があるということは市の持ち出しもあると思うのですけれども、児童を施設に入れるときのものだと思うのですが、そこら辺の内容をちょっと教えていただきたい。

次です。81ページです。これは説明があったのですけれども、湯沢町広域行政受託事業収入のところ。可燃ごみ処理業務受託事業収入が相当増えていまして、4,000万円ぐらい増えています。説明では施設延命に係る関係での増だということでありました。ということは、令和3年度の増ですので、4款のほうにまた出てくると思うのですけれども、湯沢町だけで4,000万円増になった、それに見合っただけの延命化事業と伺いますか、修繕と伺いますか、そういうのがあったのかということを確認したいと思います。細かいところは、また4款で説明なり質問なりしたいと思いますので大ざっぱなところでもいいです。

次が、83 ページです。27 万円が真ん中ほどにあります。これはちょっと説明があったのですけれども、大崎保育園の多分、和解金か何かです。それが令和元年の頃からずっと 27 万円  
で来ているわけですが、和解金ということなので和解が整ってこういう予算化されて  
いると思うのですが、なかなか入れてもらえない。その家庭の事情もあると思いますが、  
その辺の動きといいますか、3 年間ぐらいこのままの状態ですが、その辺をちょ  
っと教えていただきたい。

そして、最後が 95 ページです。一番下に臨時財政対策債がありますけれども、この関係で  
す。資料を見ますと、発行可能額が 9 億 796 万円ですか、それで実際のところが 6 億 5,910  
万円ということで、発行許可額ギリギリ——いっぱいいっぱいまで借りないで、私はこの財  
政運営の仕方を前々から言っているのですけれども、いいなと思っているのです。今までこ  
れはいっぱいいっぱいまで使っていましたから、たまたま今年は要らなかったのだからこ  
ういう形になっているのか、もしくはいろいろ様々な状況を鑑みて、臨財債の許可額を余らせて運  
用しようという考え方に切り替わったのか。前はそうではなかったのですけれども、いっ  
ぱいいっぱいまで使ったので。その辺の考え方をちょっと教えていただきたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、3 点、私のほうからお答えさせていただきます。市営住宅の  
入居状況ということだったと思いますが、こちらにつきましては現在 292 戸入居してあり  
ます。なかなか入居希望がないというお話でしたが、入居の募集をかけますとかなり募集があ  
ります。ただ、同じところに希望が重なったりした場合には、入居希望をなさっている方が  
納得できないといいますか、保留なさったり辞退なさったりということもありますので、な  
かなか一致しない部分がありまして入居には至らない場合もあります。

53 ページ、児童入所施設措置費の負担金ということですが、こちらにつきましてはDV被  
害の母子に係る避難施設といいますか、そちらに係る補助金になっております。

もう一点、続けさせていただきます。大崎保育園です。和解金がなかなか進まないとい  
うことですが、こちらは 3 万円いただいております。あと、納入していただくようにお話を進  
めておりますけれども、なかなか前に進まないというところが現状です。

以上になります。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 3 点目の湯沢町の可燃ごみの関係での受託事業収入が増えた件でござ  
います。この可燃ごみの収入には、回収の費用もありますし運営の費用も含まれておりま  
す。決算書で申しますと、209 ページからの可燃ごみ処理施設運営費と、それがずっと続  
きますが、213 ページにきますと可燃ごみ処理施設整備費というところが該当します。こ  
れはまた 4 款のほうになります。運営費のほうでも約 4,000 万円ほどの事業費の増、そ  
れから整備費のほうでも 1 億 4,000 万円ほどの事業費の増ということで、これらが相  
まって受託収入の増となっております。

以上です。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 湯沢町の可燃ごみ処理業務のところ。4 款でもそういう数字が……（「臨財債」と叫ぶ者あり）一番大事なところ、申し訳ない。すみませんでした。

○議 長 財政課長。

○財政課長 臨財債の発行限度額、発行可能額との差についてであります。これは令和 3 年度の 3 月補正のときに補正させていただいたときにも説明させてもらったのです。国のほうが最後、再算定という形で交付税の再算定をする際に、臨時財政対策債を償還するための基金に要する経費というような形で、臨時財政対策債基金償還金というのが創設されました。

発行可能額というのは、各自治体のところで変更はしないで、その範囲の中で基金に積み立てて、今後、臨財債の償還額については交付税に算定されてくるのですが、国のほうで令和 3 年度の時点で——簡単に説明すると先払いするので、それを全額発行して、その代わりに今後入ってくる、令和 3 年度の臨財債に対する国からの元利償還金の部分については基金に積み立てて、毎年その分を自分で取り崩すか、それとも発行可能額を借りないで、その基金については基金として積み立てずに、もう最初から減らして発行しないと。どちらかに選択することが可能となりまして、その中で本市としましては、いろいろな健全化判断比率の指標ですとか、そういったことを考えた中で全額発行しないで、その分を交付税という形で令和 3 年度は収入したという結果になっています。

ちょっと難しい説明だったかもしれませんが、そういう形で基本は発行限度額、発行可能額があれば、それに対して限度額を発行しているところですが、令和 3 年度につきましてはそういった特殊な事例が、状況があったということでこの形になったということでもあります。

以上です。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 大変失礼しました。臨財債のところだけ、説明を聞いてちょっとよく理解できなかったの、あまり理解できないことを聞くわけにもいかないのですが。要は結局、臨財債——交付税が足りない分、臨財債を発行していいよというのが許可額だと思うのですが、それは変わらないで、ではその許可額は許可額としてその部分の一部だけ起債して入れたと。そして許可額の残った部分は、本来市に入る交付税でしょうけれども、それがどこの基金に——国の基金に入れておくということでしょうか、そこら辺がよく分からない。結局は交付税で賄われない部分は、臨財債総額の中に入ってくるという原則は変わらないということですか。そこだけ、あと確認したいと思います。これが 1 点目。

さきに戻るのですが、公営住宅の件ですが、大変失礼しました。市報等に公募を何人しまして、何人入居しましたということが時々出るのですが、それを見ますと大分公募よりも少ない人数で入ったような感じを受けたので、ちょっとこういう質問をさせてもらったのです。特殊事情がなければ一応、公募した中では、ある程度埋まっているということでしょうか。公営住宅、最近なかなか人気なくて民間のほうに移っているのかなとい

う、私は懸念もあったのでちょっと聞いてみたのですけれども、そこだけもう一回、確認をさせていただきたいと思います。

そしてもう一点、すみません。83 ページの 27 万円の件ですけれども、今ほど 3 万円だけ入ったけれども、その後入らないというのは、その 3 万円というのは一番最初の 3 万円でしょうか。5 年間ぐらいというか、令和元年からずっと 27 万円の残りが出ているのですけれども、3 万円というのは和解が成立したときの 3 万円、あとはずっと 27 万円でそのまま残っているというところでしょうか。そこだけ、では確認を。3 点お願いします。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 公営住宅の件についてご説明させていただきます。公募より入居者が少ないということですが、公募しても入居希望のない部屋がかなり出ているのが現状でありまして、実際の公募した戸数より入居者は少ない現状であります。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 大崎の件ですが、こちらにつきましては滞納分がありましたところ、令和元年に 3 万円をいただいておりまして、それから滞っているということになります。

○議 長 財政課長。

○財政課長 基金に積み立てるのは、国が積み立てるということではなくて、市のほうが積み立てるという形になります。簡単に言いますと、交付税の再算定という形で交付税の中に臨時財政対策債の限度額の部分が——臨時財政対策債を上乗せしたということではなく、それに対する元利償還金が後年度に国から 100%補填されるのです。その部分を令和 3 年度の交付税の算定の際に、あらかじめ——ちょっとパーセンテージは忘れたのですけれども、何パーセント分は令和 3 年度の交付税に新しく費目を設けて交付するので、臨財債を満額発行した自治体は、その分、令和 3 年度に措置した部分は令和 4 年度以降の需要額算定に含めてこないで、あらかじめ自分たちで基金を創設して蓄えておいて、その後、国から元利償還金の分の補填が前払いという形で来ていますので、それに見合った分をちゃんと取り崩しなさいというもの。

そうでない場合は、交付税の部分で今年度収入としてもらっていますので、それはそのまま令和 3 年度の収入として受けて、臨財債の発行はそれを引いた部分を限度として借りるとい、どちらかを選択しなさいということです。ですので、私どもは満額の発行可能額を起債したわけではないので、2 億 5,000 万円ほどになるのですけれども、その分を発行していないので、基金として積み立てることはしていないという形になります。

以上です。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 点ほどお願いします。まず 1 点目は不納欠損のところ、先ほど午前中に市民生活部長が説明なさった部分ですけれども、市内事業者 2 社で不納欠損ということでありました。私の認識でいくと、不納欠損というのは事業所であれば倒産もしくは廃業とい

うところで、もう駄目だというところで判断されるものではないかと思うのですけれども、それがちょっとそういう判断基準が緩まったのかなというところをちょっとお聞きしたい。

それから、67 ページの財産収入であります。土地の売払いで普通財産4件で1,246 平米、3,295 万円ということでありましたけれども、買われた方は住宅用地というところで取得をなさったのか。結構なお値段でしたので、市が持っている普通財産を切り売りみたいな形にすれば、こういうものは高額で売れるのかなという感じがしたものですから、どういう目的で買われたのかというのをお聞かせ願いたい。

それから89 ページ。道の駅南魚沼直売所営業利益分配金が380 万円ありますけれども、当初予算からかなり減額ですけれども、新型コロナで入り込み数も約34 万人ということで、過去のピークに比べれば10 万人ぐらい少ないという状況でありました。これを見ていてもかなり頑張ってきたなと私は思っているのです。この数字を見て、もう少し入り込みを増やしたり、あるいは売上げを増やすということができたのではないかと思っているのですけれども、実際やっている農協さんのほうから、どのような報告が来ているのかということをお伺いします。

それから、95 ページの緊急浚渫推進事業債でありますけれども、当初予算のときには8 件ぐらい、800 万円という予定で組まれたと思うのですけれども、これはまたほかに有利な事業債が出たので450 万円になったのかというところをお聞かせ願いたい。

○議 長 税務課長。

○税務課長 1 点目の不納欠損についてですけれども、不納欠損の要件として3 つあります。無財産、生活困窮、居所・財産不明という中身になっていきますけれども、事業所については基本的には無財産に当たります。それで倒産している法人についても、換価できる財産があればその財産を換価したのち、最終的に無財産ということで不納欠損になることがあります。今回の例につきましては、持っている不動産について抵当権等が設定されており、税金の滞納についてそれを売却したりして、税金に充てることができないと。そういったところで、そのほかの財産等も調査した中で、徴収不能なものだけ執行停止としたものを不納欠損したものであります。なので、残りのものについては今後も引き続き徴収する予定です。

以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 財産収入の土地売払収入の4 件の部分であります。いずれも住宅というところで売りに出した部分であります。具体的には浦佐の天王町の旧天王町住宅用地と上町のエコ住宅の部分、そちらのほうの区画を――上町エコ住宅の部分はそのままある面積です。200 平米、約60 坪ぐらいの敷地になりますし、天王町の旧市有天王町住宅の用地につきましては、大体1 区画、大きいのが90 坪ぐらい、ほかだと60 坪ぐらいの部分の売りに出たという内容になります。以上です。

あと、95 ページの緊急浚渫推進事業債につきましては、これにつきましては令和2 年度から令和7 年の間でということで、時限的に新設された起債になります。防災・減災、国土強

靱化のための緊急対策事業ということで、こちらが活用できる河川等の関係の浚渫の事業が該当になりますので、それを利用して進めたということでもあります。

以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 89 ページ、道の駅の関係になります。確かにコロナ禍ですけれども、令和2年に比べるとかなり車の移動、人の移動というのが増えたことが原因かと思えます。そうした中で、昨年も道の駅につきましては、例えば7月には大感謝祭というものをやっていたり、あと冬については、皆さんにも市長のほうからお話がありましたけれども、ナイトジャンボリーというものを——誘客宣伝ですね。そういう事業をやっていますので、そうした中で増えたのではないかという形で考えていますし、直売所もそれに応じて平均的に若干上がったのだらうと考えております。

以上です。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 不納欠損については了解をいたしました。

2 番目の財産売払いですけれども、要するに市の普通財産をこういうふうにかく切って売ると、やはり売れるのではないかということは検討したかということ聞いたのですが、その答弁がなかった。

3 番目については、農協さんのほうからそういう形でできたということですが、では農協さんのほうから今後こういう形にしていけばもっと増えるのだということも——1 回目に聞いたと思うのですけれども、そこら辺は別に報告がなかったということでしょうか。

4 番目の浚渫債については、当初予算 8 件で 800 万円といったのが 450 万円になったので、そこが減ってきているということはどうなのかなという。浚渫債の説明は当初予算のほうで聞きました。ですので、当初予算から 800 万円から 450 万円に減っているけれども、ほかに有利な事業債ができたのでそちらに振り替えたのかということ聞いたので、そこを答弁漏れです。これで 2 回目ですよ。

○議 長 総務部長。

○総務部長 土地売払収入の関係ですけれども、先ほども財政課長が若干申し上げたかと思うのですが、4 区画に分割して全てをお売りのわけではなくて、区分わけしまして売ったというようなことで、答え、よろしいでしょうか……4 区画……（「細かくしたら売れるんだな」という感覚を持って、今までの普通財産も細かくして売ろうという、そういうような判断をしたのか」と叫ぶ者あり）

○議 長 財政課長。

○財政課長 本当に今売るに当たっては、売る土地の現状の状況でまず売りに出しているということが現状であります。ですので、あまり大きなところで昨年とかも売っていますが、そういった形で大きな土地についても一度は現状の中で売出ししまして、その上で誰も購買を希望する方がいなかったという場合は、ではどうやったらこれが売れるのかという

ころを考えたりして、そうしますとそこは道路に接しなければいけないとかそういったこともあります。具体的に今売るに当たって、そこまでのことは考えていませんが、今回の浦佐の天王町住宅につきましては、今、部長がお答えしたとおり4区画に分けて、このほうが売れるだろうということをやっているところであります。

以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 直売所のほうからの報告があったかというお話ですけれども、報告書の中を拝見しますと、コロナ禍にあってもキャッシュレス応援決済、そういうものの導入を進めたこと。それから、当然、非接触型のそういうものを宣伝したこと。あとは品物の品ぞろえというのをやはり見直したことによって、実際に利用者数が直売所で約2万人ほど増えていきますので、そういうところで努力されていると考えております。

以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 ほかに有利な起債に振り替えたということではなく、事業費の減に伴って――緊急浚渫推進事業債を使えるものは決まっておりますので、そういった形になっております。事業費の変更による減で、有利な起債に振り替えたということではございません。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そういう説明が1回目であればよかったです。それで、財産売払いの部分です。令和4年になってからでありますけれども、若者が新築するというのが意外とはやってくる。その面積も少なく、建物の面積も小さいというところで、非常に新築ブームが起きているところもあるので、そういったのを見ながらやはり天王町の住宅、非常にいい場所でありました。そこを細分化して売るということで、値段も結構いい値段ですけれども、あそこはウッドタウン住宅ですか、その中でいけば格安であったのでしょうか。そうやって考えていくと、市が持っている普通財産の中でも非常にいい場所がたくさんある。それを小口化して売れば、結構なところで売れるのだなというところまでやはり踏み込んでやってもらいたかったと思っています。

道の駅と浚渫債については了解しました。ですので、2番目についてはそういうような小口化するということについての検討はしなかったということで、了解していいわけですか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 言われるような、小口化というような視点で最初からの検討はしていませんが、結果、4区画ということで小口化にはなって、一部はなっていないかもしれませんが、売らせていただいたということです。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 5点ほどお伺いします。19ページの固定資産税。とても基本的なことで申

し訳ないのですけれども、収納率 81.5%というのが、十日町市とか魚沼市というのは 100%に近いのです。恐らく先ほどおっしゃったリゾートマンションとかの影響があると思うのですけれども、改めて南魚沼市の収納率がほかの近隣自治体と比べて低い理由を教えてください。

固定資産税、追加で不納欠損——先ほど寺口議員の質問の不納欠損で、不納欠損する基準で生活困窮や無財産があると。今回の場合は無財産だということで、抵当権、売却の話をされましたけれども、たくさんの事業所があると思うのです。たくさんの事業所がある中で、この 2 社だけが適合されたために不納欠損となったのか、いろいろな事業所がある中でこの 2 社だけが 4,000 万円の不納欠損を受けた理由が、もし何かあれば教えてください。

2 目、33 ページの市営住宅使用料、収入未済額が 1,100 万円ございます。これをパーセンテージに直すと 86%を収入済みです。14%収入できていないのですけれども、これも近隣自治体と比べると低いのです。収入済み割合がです。十日町市は 99%収入できていて、魚沼市は 95%収入ができていますので、南魚沼市の市営住宅の使用料の収入未済額がほかの自治体よりも高い理由が、もし何かあれば教えてください。

次、57 ページの自殺予防。これは令和 4 年の当初予算にも同じようなことを聞いているのですけれども、自殺予防対策緊急強化事業県補助金 28 万 2,000 円ということですが、ホームページを見るといろいろなプログラムがあって、いろいろなものを申請していればもっと補助金をもらえる可能性があったのかどうかだけ教えてください。

次、65 ページ。建物貸付料、ここは先ほどヤマト運輸とか J A とかりコーとかおっしゃっていましたが、この中にはグローバル I T パークも入っていると思います。なので、ちょっと詳細でこの 2,100 万円のうちの幾らがグローバル I T パークで、どういった計算になっているのか、もう少し詳細を教えてください。

これが最後になりますが、91 ページの給食の収入未済額も 230 万円ということで、十日町市や魚沼市の場合は、もう収入未済額は三、四十万円です。南魚沼市に限るとその 10 倍ぐらいの収入未済額があるのですけれども、もし南魚沼市特有の事情があれば、収入未済額が多い事情があれば教えてください。

以上、5 点になります。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 まず、1 点目の市営住宅使用料の収入未済額がどうしてほかに比較して多いかということですが、実際のところ私どもも収入が滞らないように、使用料金、家賃が入らない場合については督促したり、ある程度の時期が来ると催促したりしております。ただ、やはり収入の面があるのか、理由はなかなか全て把握することはできませんが、全て回収することが難しくなっているということです。ほかの自治体と比較して料金の収入の方法が違うとか、そういうことはありません。

あと、自殺の補助金ですけれども、ほかの事業をやるともらえたかということですが、ある程度決まりの中でやっております、自殺対策につきましては研修会ですとか広報 P R、

そういうところに資金を使用しております。その範囲内の補助金ということでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 長 税務課長。

○税務課長 固定資産税の収納率についてですけれども、議員がおっしゃったとおり、湯沢町、南魚沼市についてはリゾートマンションが何棟かあります。これについてはかなりの部屋数がありまして、これについての収納状況が悪いということがかなり影響しています。

あと、不納欠損についてですけれども、固定資産税については令和3年度191件の不納欠損をしております。その中で今回の2法人について、今までにないほどの高額だったということで説明させていただいています。

以上です。

○議長 長 財政課長。

○財政課長 65ページの建物貸付料の中で、グローバルITパークの部分ということがありますのでお答えします。グローバルITパークの分につきましては、1ブース当たり月7,000円という設定をしております、合計で7社、14ブースで107万8,000円になっております。これは年度途中に入ってきている会社もありますが、そういう状況であります。

以上です。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 91ページ、雑入の教育の部分の収入未済額231万8,000円の部分でございますが、この金額の全てが給食費の滞納分でございます。給食費につきましては、近年はそれぞれ事務されている方が頑張ってください、現年分をとにかく徴収するという方針で臨んでおりまして、ほぼ100%徴収はされています。

ここに載っている230万円のうち、220万円ぐらいはかなり古い債権ということになっております。先ほど、財産、生活困窮、不明、行方不明そういったものが不納欠損に当たるのだということでございますけれども、理由はそれぞれ様々でございますので、その辺をよく調査しながら、古い債権につきましては不納欠損処理なども必要かと考えております。そんな中で、現年をとにかく徴収するということを念頭に置きまして、進めてまいりたいと考えております。

○議長 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 固定資産税の件ですけれども、課長おっしゃるとおりリゾートマンションの要因が大きいということです。81%が収納率ですけれども、18%ぐらい収納できていない部分のほとんどがそういった要因という解釈でよろしいでしょうか。ほかの自治体は固定資産税がほとんど100%の収納率になっているので、そこだけお願いいたします。

2点目の市営住宅使用料の収入未済額、ほかの自治体とは特に変わらない方法でやっているということですが、1,100万円という未済額。今後、同じやり方で続けてもなかなか集めることは難しいと思うのですけれども、今後も継続して同じやり方でやっていくという

ことでよろしいでしょうか。その確認だけお願いします。

57 ページの自殺です。ちょっと私の聞き方が悪かったと思うのですが、28 万円でそれをやるということは分かるのです。ホームページを見る限り、これを申請すればこういうのがもらえるみたいな、物すごくいろいろなプログラムがある中で、もっとたくさん申請していればもう少しもらえる余地があったのかどうかを聞きたかったのです。そのとき担当ではなかったから、もしかしたら分からないかもしれないけれども、もし分かればで結構なので教えてください。

65 ページの建物貸付けのグローバル I T パークの件です。1 ブース 7,000 円とおっしゃいましたけれども、私が視察に行き聞いてみたときに 1 ブースの賃料が 1 万 1,000 円だったか、そういうふうに聞いたのです。光熱費か何かを引いた額ですかね、分からないですけれども、そこら辺のことと、今空きブースがあるのですけれども、それを今どうやって広報して埋めようとして、歳入を上げようとして努力されているのかを……

○議 長 今、令和 3 年度の決算の収入なので、今どうとかという話ではないので……

○黒岩揺光君 令和 3 年度内でどういうふうに努力されたのかというのを——令和 3 年度内でどうやって収入を最大限にしようとしたのかを知りたいので、どうやって空きブースを広報されたのかを教えてください。それでオーケーです。お願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 市営住宅の収入がなかなかできないということですが、いろいろ方法は考えられると思いますけれども、市営住宅に入居なさる方はやはり生活が苦しい方もいらっしゃいます。いろいろな事情がある方もいらっしゃいますので、今の状況、今の方法を引き続き丁寧に説明しながら、いただけるように努力していきたいと、そのように考えております。

あと、自殺対策ですけれども、議員おっしゃるとおりメニューを増やせば、該当するメニューについては補助金が確かにいただけるということです。ただ、私どもも今やっているゲートキーパーの育成ですとか、そういうところで地道にできることをやりたいということで、今補助金の対象になっているものが 6 項目とか 7 項目あるのですが、そういうところのボリュームを重ねて対策を取っていききたいとそのように考えております。

○議 長 財政課長。

○財政課長 グローバル I T パークの部分、65 ページについては建物貸付料についてでありますので、月 7,000 円ということになります。そのほか、議員が視察に行ったときに聞かれたのは、このほかに光熱水費等の実費徴収分が加わります。それが 1 ブース 3,500 円で、あと利用している事業者によっては駐車場代も負担しているところもありますので、その部分は実費徴収負担金という形で、83 ページの雑入のほうで別に計上されています。

以上です。あと、空きスペースについては、産業振興部のほうから答えていただきたいと思っております。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 空きブースの広報ということですが、今、市のほうでは特別そこについては広報ということはありません。ただし、入っている会社のほうでグローバル I T パークについては、アダムイノベーションズになりますけれども、PR 等かなりしています。そうした中で実際に問合せが年に数件ある中で、昨年についても 1 件、2 件という形で入居しておりますので、昨年度については市のほうから積極的に PR という形はしていませんが、そういう口づて、あとはそういう形で今増えているという状況です。

以上です。

○議 長 税務課長。

○税務課長 固定資産税の収納率についてです。当市や湯沢町についてはほかの自治体と比べてリゾートマンション等の影響があるということは確かですが、そのほかにスキー産業の衰退によって、市内においても旅館だとかホテルだとかの固定資産税等の滞納についてはかなりありますので、100%に近づくということはなかなか難しいと思っています。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 グローバル I T パークの件です。市が広報していないということですが、例えば私が借りたければ借りることができるのかとは思いますが、一人でも広く広報したほうが歳入は上がると思うのです。確かに入っている人たちが口づてでやっていくという手もあるけれども、市が広報して併用してやっていくほうが、可能性としては歳入が上がる可能性が高いのかとは思いますが、最後にあえて市が広報をしない理由を教えてください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 貸物件という形であれば、我々市のほうで、財政のほうで広報すべきところだと思いますけれども、産業振興という見地から、誰でも入っていいという考え方はちょっと我々できません。ですので、そこについては当然いろいろな会社さんが入っていらっしゃる中で、そこの事業内容を侵す、侵さないとか、いろいろな目的等ありますので、そういうところはやはり向こうから来られる方については、そこに明らかに興味を持って、そして調べられて私どものほうに相談に来られるということなので、去年はそういう形でした。ただ、今後それが必要であれば、また検討するような形にしたいと思います。

以上です。

○議 長 16 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 私はあまり近隣市町村の芝生の色を見ることはありませんし、当市のほうがいい色をしているのかなという気がしてなりません。ちょっと質問は変わりますが、多分 31 ページになるのか、2 点伺います。保育園のところで滞納がある点について伺います。働くことが前提で普通に入園するはずであるのに、ここに滞納があるのはどういう滞納なのか。

それと 2 点目が、保育園を休む事情には多々あると思いますけれども、そのカウントの仕

方、カウントはきちんとされているのか。休む事情によってカウントのやり方が、例えば新型コロナで出てくるなという場合と、自主的に休む場合とか、そういう問題でカウントのやり方が違うのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 まず、1点目の保育料金。働いている方が保育をするのでなぜ滞納金が出ているのかというようなことですが、ここにある滞納分というものの多くは、まだ無償化される前のものが残っておりまして、無償化後の滞納金というのは大分低く、少ない金額となっています。保育園の料金については、親の収入によって決まっておりますし、市町村民税が非課税の方などは無償化の対象となっておりますし、3歳から5歳も今無償化の対象となっております。金額はその方の税額によって段階が分かれておりまして、一番低い方は月額5,750円、一番高い方は5万2,500円というような金額になって、そのどこかの金額を払っていただくということになっております。

なぜ滞納が多いのかというようなことは、私どももその理由まではお聞きするということがないので推測になってしまいますけれども、やはり子育ての方、若い方が多いということで、給料などの収入も低いということであり、保育料よりも優先して先に支払わなければならない、そういう支払いがあるのではないかと推測しております。

それから、次の2点目の休みのカウントのやり方ですが、休みによって保育料を返還する、しないというのがあります。新型コロナにかかった場合は、陽性になった期間、それとか保育園が休園になった期間など、そういう期間に該当する場合は、保育料金をお返ししている。ただ、念のために休んだとか、不安のために休んだとか、そういう……きちんとしているとは言いませんが、そういう状況の中で休んだ方については、保護者の自主的な考えで休んだということで、返還の対象とはしておりません。

以上です。

○議 長 16番・鈴木一君。

○鈴木 一君 分かりました。内容的にどのような滞納になっているのかというのを——給食費が多いのか、以前の累計なのか、もう一回ちょっと確認したいのです。

それと、2番の休む内容について、漠然と休むについてはカウントしていくということですが、それ以外でカウントされない理由というのはあるのか、確認します。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 最初のお答えですが、保育料の滞納分ですが、以前は給食費というものは保育料金の中に含んでいるという建前でいただいておりますし、無償化になった時点で保育料金を別にいただくという方法に変わりました。ですので、滞納繰越分に入っているものについては、ほぼ保育料金ですが、分けることができない時点の滞納金については、給食費に当たっているものもあるとは思いますが、それを分けられないので、ほぼこれは保育料ということで考えております。

それから、先ほどの新型コロナの返金ですが、新型コロナではない方は普通の風邪

やインフルエンザでも返金はしておりませんので、そこについては新型コロナか新型コロナではないか、それともクラス閉鎖かどうか厳密に確認して返金作業をしております。

以上です。

○議 長 16番・鈴木一君。

○鈴木 一君 共稼ぎであっても、どうしても保育のほうのお金が未納になってしまう。ほかに使う部分があるという答弁でありましたけれども、これについて役所のほうでその件について、例えば保護者と話し合うなんていうことはあり得るのでしょうか。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 滞納額の多い方につきましては、保護者の方にこちらに来ていただくなり、私どものほうで訪問するなりして計画を立ててもらおうと。月々幾らぐらい払えるのか、または児童手当から払っていただけたらとか、そういういろいろなお話をしているところですが、中には約束しても計画どおりにお支払いしていただけない方などいますので、こういうことについては、またこれからも丁寧にやっていきたいと思っております。

以上です。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 大変答えやすい質問を5点させていただきます。私が知らないだけなのかもしれませんが、遠慮がちに控えめにお尋ねします。答弁も可能な限り優しくお願いしたいと思います……

○議 長 質疑を早くお願いします。

○勝又貞夫君 67ページが一番下です。物品売払収入、予算が300万円で決算が1,323万円、例年これは予算が300万円でできていたわけであります。令和4年度も予算は300万円と。去年が869万円、454万円の増だという説明がありましたけれども、予算に対して3倍、4倍、例年こういう決算が繰り返されるその辺の事情と伺いますか、何が売れてどんなものかと。この辺について簡単にお尋ねします。

次のページ、69ページ。J-クレジット売払収入29件というお話がありました。これについても予算は例年20万円、30万円程度の予算ですが、138万円という決算がございます。去年は113万円。予算額に対して決算額がこういう数字になるのはどうしてなのかと。これは見通せない事情のようなものがあるのだと思います。決算書ですから数字が多いほうがいいわけです。だから、いい結果が出たのだらうと私はそう思います。

69ページの上のほうの、J-クレジット売払収入の下に溶融スラグ売払収入というものが例年ありました。例年、決算にあったのです。予算には載っているものが、決算の項目になると。令和4年度の予算にはやはり溶融スラグの売払収入の予算が上がっていると。19万円です。これはどういうことなのか。ゼロだったのだらうとは思いますが、その辺の答弁をお願いします。

あと85ページ、上から3行目、予算書・決算書代という記載があります。金額は少ないですけれども、これは予算書や決算書を売り払った収入なのかとふと思ったのですけれども、

私の場合ですと北海道とか長野とか、あるいは山口県とか、政務調査に行ったその先で予算書や決算書をいただいていたことがありました。古いものならいただくことはできるのです。お金を出して買いたいといっても売り物ではないからと言われて、その都度、無料でいただいていたことがありました。これは決算書・予算書代というのは売り払ったという実績があつてのことなのか。

それからもう一つ、どこに書いてあるか分からないのでお尋ねします。6月20日に議員が10名ほどでごみ処理場を訪問したことがありました。焼却して、さらに焼却を重ねて一番最後に焼却しきれないものが残ると、最終残存物のようなものが。その中に金や銀が含まれると。これはテレビのニュースでも言っていました。よそのごみ処理場では3,700万円分の金銀が取れたというようなお話があつたので、そこで聞いたのです。そうしたら、我が南魚沼市の焼却施設では600万円、700万円程度。年によって違いますがという説明を受けましたけれども、その部分の収入がどこに記載されているのか。87ページの下のほう、ここに記載されているのかどうか、その点、あわせて大変答えやすい質問ですが、5点お願いします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 まず、1点目の67ページの物品売払収入の関係の予算300万円に対して、これだけの決算額になるというところではありますが、これは主に官庁オークションにかける部分であります。予算のときは、その年にどれだけ不用物品を出して売れるかというところをはっきり分かるところではないです。令和3年度でいえば、ロータリー除雪車と救急車を一応予定ということで、過去の価格等も参考に、あまりオークションですので幾らになるのかというところまで読めない部分がありますので、あまり歳入は大きく見過ぎないということで300万円という形でしています。結果的に、オークションに今年度ですと8件かけて8件落札になって、このような収入結果になっているということでございます。

85ページの予算書・決算書の関係の売払いであります。これにつきましては、大体当初予算の予算書の販売になりますが、2月、3月、報道発表したときに、報道機関等が大体購入するのが主なものです。私ども市のほうとしましては、この予算書については全部の会計セットという形で売り出したり、あと必要な部分、企業会計の部分で——例えば水道だけ欲しいとか、下水道だけ欲しいとか、病院だけ欲しいという例もありますが、それぞれそういう形で金額設定をさせてもらって、主に実費的なコピー代、用紙代ぐらいの価格になっております。実績としましては、全部の会計セットが3,000円で9セット販売しておりますし、水道・下水道のみでいいという方がおられまして、それについては1,000円で1セットずつ売っているというような状況であります。

以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 2点目の69ページ、J-クレジットの収入です。こちらのほうは、ちょうど例えば商品がうちにあつてお客様に買っていただくようなイメージになりますので、買っていただける方が現れたということですので、なかなか予測がつき難いので、予算との相

違が生じてしまうということでございます。

2点目、例年そこに溶融スラグ売払いがあるということでございます。これにつきましては売払い先によって、ここに売り払った価格として計上できるものと、これは建設資材として使われる関係で、現場渡しということで相手様のところまで持って行って、そこでお渡しするということがありまして、その場合、運搬料というものがかかります。その運搬料との差引きでの契約をして、むしろこちらが運搬代を負担した上で引き取っていただくようなイメージになるかと思いますが、そういう売却をしている場合、ここに売払収入が載らないということになります。溶融スラグとしては全く販売量がなかったという意味ではなくて、そういったものばかりだったということになりまして、量としては全量を売り払っております。

もう一つ、最後5番目のごみ処理場へ見学された際の資源物です。それがどちらに載っているか、87ページかということでございますが、そちらの87ページのところの一番下の有償資源物売払収入等（可燃ごみ）、こちらのほうに含まれております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 歳入に対する質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、歳入に対する質疑を終わります。

○議 長 歳出の審議に入ります。歳出の審議は、各款ごとに行います。

なお、これらの審議に直接関係のない各部課長は、平常の業務についていただいて結構ですのでもよろしくお願いたします。

○議 長 歳出、1款議会費の説明を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長 それでは、議会費についてご説明申し上げます。決算書98、99ページをお開き願います。

1款1項1目議会費の令和3年度決算額は、前年度比2万円の増、ほぼ前年並みとなりました。その内訳ですが、職員費が48万円の減、議会一般経費が247万円の増、議員報酬等が231万円の減となっております。決算の内容につきましては、99ページ備考欄、丸の費目ごとに順番にご説明申し上げます。

最初の丸、職員費は、人事異動等によりまして48万円の減です。

次の丸、議会一般経費は、前年度比247万円の増となりました。令和3年度から、会計年度任用職員を1名雇用しておりますので、1行目、任用職員報酬、それと2行目、任用職員手当等、5行目、任用職員費用弁償がそれぞれ皆増でございます。新型コロナウイルスの影響で自粛していた活動が、年度後半に入り徐々に再開されたことなどから、4行目、職員旅費が2万円の増、6行目、議員旅費が3万円の増、その下、議長交際費9万円の増となりました。

その下の消耗品費は 18 万円の減です。感染防止対策のためのアクリル板購入費の皆減によるものです。その下、印刷製本費は、単価の増と改選に伴う議会だよりの臨時号発行によりまして 34 万円の増。1 つ飛ばしまして、システム保守業務委託料は、令和元年度に導入いたしました映像・音響システムの保守点検委託料で、1 年間の瑕疵担保期間終了によりまして、令和 3 年度から年度契約として皆増。

その 2 つ下です。会議録委託料は、議場での会議の会議録作成に係る費用で、作業時間の増により 10 万円の増。一番下、議会中継システム配信委託料は、令和 3 年度から本会議全日程の録画配信を開始したことによりまして、23 万円の増となりました。

3 つ目の丸、議員報酬等、こちらは前年度比 231 万円の減となっております。2 行目、議員期末手当が、支給月の減と改選に伴う在職期間の調整によりまして、81 万円の減。3 行目、議員共済会給付費負担金は 147 万円の減で、負担率の減によるものでございます。

100 ページ、101 ページをお願いいたします。最初の丸、議会補助・負担金事業は、前年度比 3 万円の増となっております。2 行目の政務活動費は 11 万円の増。記載はございませんが、湯沢町・南魚沼市・魚沼市議会議員協議会負担金の皆減が主な内容でございます。

以上で、議会費の説明を終わります。

○議 長 議会費に対する質疑を行います。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 令和 3 年度、私、11 月からなので半分以下ですけれども、本当にここに書かれている職員の人件費 3,300 万円ですか、それがもう本当に最大限の効果を発揮できたと思はもう確信しておりまして、本当に心から感謝したいと思っています。

ただ、それが何をもちて最大限の効果を発揮したかという部分で、ちょっと確認したいのですけれども。私たち議員は人口 5 万 4,000 人いて、5 万人以上の人たちがこんな考え方はあり得ないと思っけていても、1,000 人とか 2,000 人のすごい少数の人たちが、これだと思っ意見があれば、この議員バッジを得てここにいることができる。物すごい阻害された人たちがいたとしても、この議員、この議会で発言ができるようなシステムが、それが民主主義であると思っけるのですけれども、そういった少数派の意見が、ここで自由に発言できることをサポートできてこそ、この 3,300 万円という人件費が市民に最大限の形で効果が発揮できると私は解釈しています。それで本当に令和 3 年度は最大限に効果が発揮できたのだらうと思っけるのですけれども、それが同じ方向性でいるかどうかだけ、確認だけお願いできますか。すみません。

○議 長 議会事務局長。

○議会事務局長 皆さん、立場は一緒ですので、おっしゃるとおり、議会事務局も皆さんの支援をしてまいりたいと考えております。

[何事か叫ぶ者あり]

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 1 款議会費に対する質疑を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を 2 時 50 分といたします。

[午後 2 時 37 分]

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

[午後 2 時 51 分]

○議 長 2 款総務費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 歳出、2 款総務費の決算につきましてご説明申し上げます。100、101 ページでございます。個々の説明に入ります前に、職員費の執行についてご説明申し上げます。

各款項に職員費を振り分け計上し、職員費も含めた分野別の計上となっております。この振り分けによりまして、人事異動などによる給料、手当等の過不足が生じやすくなるわけですが、この場合には、当初予算の議案のかがみ、第 5 条、歳出予算の流用におきまして、あらかじめご承認いただいております、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定によりまして、同一款内での各項の間の流用を可能としておりますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

職員数です。市長をはじめ、一般会計職員 607 人で、前年度比で 4 人の減となっておりますが、主に新型コロナウイルスワクチン接種事業費に係る時間外勤務手当などにより、職員費全体では増額となっております。

なお、給与費につきましては、380、381 ページに目的別給与費明細書を添付しておりますので参考にしていただければと思います。

なお、決算資料 117 ページに掲載しておりますが、経常収支比率における人件費 22.7%、令和 2 年決算ですと 23.6%で、前年度比 0.9 ポイントの減となっております。

それでは内容に入ります。1 項 1 目一般管理費は、前年度比 407 万円の減。備考欄の予備費充用額 24 万円は、行政共通事務費の 1 件であります。備考欄丸、職員費は、前年度比 711 万円、0.9%の減。

一般管理費では、市長、副市長、秘書広報課ほか、総務部担当各課に所属する職員 79 人分の給料、手当、共済費、負担金などを支出しております。一般会計全体に必要な費用として、職員研修に係る費用、健康診断手数料、市町村総合事務組合負担金、産休等代替えに係る会計年度任用職員の報酬等については、ここでまとめて支出しております。

102、103 ページをお願いします。備考欄丸、行政共通事務費は、前年度比 211 万円の増。4 行目、顧問弁護士報償が 76 万円の増。新たな訴訟案件 2 件に係る報償、1 件の成功報酬・弁護士相談。8 行目、市長交際費が 4 万円の増。13 行目、総合賠償保険料は 16 万円の減。保険料算定の基となる対象住民数の減によるものであります。次の行、手数料（ごみ処理）は 14 万円の増。持込みによる可燃・不燃ごみの増などによります。その 2 行下、郵送料は 18 万円の減。

104、105 ページをお願いいたします。3 行目、市長車運行業務委託料は、前年度ほぼ同額。7 行目、有料道路通行料が前年度ほぼ同額。その 5 行下、例規集システム使用料は、33 万円の増。政策法務支援システムの運用によるものでございます。

次の丸、行政区事業費は、前年度比 139 万円の増。1 行目、集落集会所施設整備事業補助金は 4 件で、118 万円の増。次の行、行政区交付金は 25 万円の増。世帯数の変化によるもの。次の行、防犯カメラ設置補助金は前年度比 5 万円の減で、申請のありました旭町行政区への補助であります。

次の丸、式典事業費は、前年度比 52 万円の減。令和 2 年度は、新型コロナの関係で成人式が開催できなかったため、記念ワインをお送りしましたが、この記念品代が皆減となっております。また、令和 2 年度対象の成人式を開催した経費が皆増となっております。

3 番目の丸、表彰事業費は、毎年 10 月 1 日に実施しております、市の表彰条例に基づく表彰による支出です。令和 3 年度におきましては、各種機関の委員や、関係団体の役員としてご尽力をいただきました方 1 名、人命救助活動にご尽力いただいた方に対して 2 件、3 名の、計 4 名の方に有功表彰を行いました。

106、107 ページをお願いいたします。備考欄丸、情報公開事業費は皆増。情報公開の審査請求により開催したものでございます。

次の丸、防犯対策事業費は、前年度比 13 万円の増。防犯灯の電気料でございます。

次の丸、一般管理補助・負担金事業は、市長会負担金等それぞれ会員となっている団体に対する負担金でございます。表にはありませんが、丸、特別職報酬等審議会費は、議員報酬及び特別職の給料額等の変更がなかったことから審議会を開催しなかったため、皆減となっております。

2 段目、2 目広報広聴費は、前年度比 177 万円の増。最初の丸、広報広聴事業費は、前年度比 177 万円の増。備考欄 2 行目、印刷製本費は、83 万円の減。主に市報の作成費で、新型コロナの影響によりイベントなどが減少したことに加え、記事の 1 日号への集約を進めていることから、ページ数が減少したことによります。

備考欄 6 行目、ラジオ広報業務委託料は 399 万円の皆増。従来の放送業務に加え、市の広報全般について 1 日 10 分の情報提供を行うため、新規で広報業務委託を行ったことによります。

備考欄 9 行目、ウェブサイト編集システム使用料は、145 万円の減。新型コロナウイルスの影響により委託業者選定のためのプロポーザルの実施が困難となり、旧システムでの契約を 1 年延長し、初期構築費用が不要となり減少となっております。

次の丸、広報広聴補助・負担金事業は、前年度同額。

108、109 ページをお願いいたします。2 段目、3 目電算対策事業費は、前年度比 4,675 万円の減。繰越明許費 288 万円は、軽自動車税システムの改修費で、地方税共同機構から、システム仕様の提示が遅れたことにより繰り越したものです。不用額 3,052 万円は、業務委託料の請差や、機器等使用料の残、負担金の減額などによるもの。

最初の丸、電算情報管理一般経費は、前年度比 1,355 万円の減。基幹系や内部情報系、住基など各システム共通の経常経費。4 行目、インターネット接続料は、本庁舎以外の施設でのウェブ会議用インターネット接続料が追加となったため前年度比 108 万円の増。

8 行目、ネットワーク変更業務委託料は、今ほど説明の本庁舎以外の施設でのウェブ会議用ネットワーク拡張に伴う変更業務委託により、前年度比 321 万円の増。

11 行目になります。自治体DX関連作業委託料は、自治体DX推進計画を策定するにあたり民間業者からの業務支援経費で皆増となっております。一番下の行、新潟県セキュリティクラウド負担金は、次期セキュリティクラウドへの移行のため 393 万円の増。

2 番目の丸、総合行政システム事業費は、前年度比 1,178 万円の増。基幹系といわれる税務、住民基本台帳、健康管理などに関する事務のシステム運営経費でございます。

4 行目、電算システム導入業務委託料は、RPAシステム導入業務、滞納管理サーバ更改などによりまして、前年度比 1,819 万円の増。

110、111 ページをお願いいたします。1 行目、センター処理業務委託料は、固定資産税評価替処理の不要によりまして 339 万円の減。5 行目、中間サーバー・プラットフォーム利用負担金は、システム改修等で年度ごとに負担金の変動するもので 202 万円の減。

最初の丸、内部情報システム事業費は、前年度比 228 万円の減。本庁舎ほか各庁舎の施設内で稼働している申請・人事・財務・庁内LAN・学校ネットワークなどのシステムに係る経費でございます。3 行目、内部情報システム保守業務委託料は、令和2年度にシステム更改に伴い、機器延長保守業務が不要になったことなどにより 637 万円の減。

6 行目、パソコンリース料は、リース期間満了に伴い 237 万円の減。8 行目、内部情報系機器使用料は、システム更改時にリモート環境等を考慮した機器構成の強化により 800 万円の増。

次の丸、住民基本台帳システム事業費は、住民基本台帳に係るカード発行機器等の保守委託料。前年度比 210 万円の減。令和3年度は機器のリース期間満了に伴い、住民基本台帳システム機器リース料が皆減。令和2年度決算まで掲載のありました、高速インターネット運営事業費は、令和3年3月31日をもちましてNTT東日本に譲渡したことによって、前年度の3,667 万円が皆減。

次の丸、GISシステム事業費は、地理情報システムの保守委託等に係る経費。前年度比 50 万円の増。2 年ごとに行っている住宅地図の更新による増でございます。

その下の丸、電算対策補助・負担金事業は、協議会の負担金で、前年度ほぼ同額。

2 段目、4 目車両集中管理費は、前年度比 2,164 万円の増。本庁舎、各市民センター、出先機関等の車両約 190 台の管理・運行及び、更新等に要する経費でございます。不用額 312 万円は、燃料費などの残でございます。

備考欄、最初の丸、車両管理一般経費は、前年度比 628 万円の増。1 行目から、次の 112、113 ページの 2 行目までは、会計年度任用職員に係る人件費等で、1 名増の 5 名分。3 行目、消耗品費は、車両の維持管理に必要な部品やタイヤ等で、前年度比 95 万円の減。

4行目、修繕料は、車検整備・定期整備・修繕費などで、前年度比405万円の増。5行目、機械器具費は、ドライブレコーダーなどの購入で、前年度比59万円の増。

次の丸、車両運行経費は、前年度比257万円の増。1行目、燃料費が288万円の増。

2番目の丸、公用車更新整備事業費は、前年度比1,279万円の増。1行目、車両購入費は、大型送迎バス1台、中型バス1台、軽自動車2台など、合計7台の購入費用です。2行目、一般備品購入費は、車両配置替えに伴う広報用アンプスピーカーなどで、皆増。

次の段、5目会計管理費は、公金取扱手数料等、指定金融機関に係る手数料が主なもので、前年度並み。

最後の段、6目財産管理費は、前年度比11億3,208万円の増。庁舎整備事業費、基金費、ふるさと応援基金積立金、庁舎等建物除却事業費が大幅な増額となっております。

繰越明許費268万円は、庁舎管理費の火災報知機の更新工事、及び庁舎整備事業費の本庁舎市民ホールレリーフ移設工事。

予備費充用額1行目は、庁舎管理費の燃料費。2行目は、共回事務費の官公庁オークション手数料への充用。

114、115ページをお願いいたします。備考欄丸、庁舎管理費は、前年度比99万円の増。2行目、燃料費が原油価格の高騰の影響によりまして322万円の増。4行目、修繕料は、本庁舎、大和庁舎、塩沢庁舎の各庁舎に係るもの。令和2年度に発生したような高額な修繕が少なかったこともありまして310万円の減。5行目、光熱水費も原油価格の高騰の影響により245万円の増。

下から7行目、空調設備点検業務委託料は、ヤマト運輸に貸付けしている塩沢庁舎の3階に設置のエアコン点検等作業で皆増。下から3行目、日常清掃業務委託料は、本庁舎南分館の清掃業務をシルバー人材センターへの委託から、会計年度任用職員の障がい者枠の雇用としたことによりまして102万円の減。

116、117ページをお願いいたします。下から6行目、電話機設置工事費は、庁舎のレイアウト変更、マイナンバー受付電話設置等によりまして39万円の増。ほかは実施した内容によりまして多少変動はありますが、ほぼ前年度並みの執行でございます。

次の丸、庁舎整備事業費は、3,881万円の皆増。1行目、PCB分析検査業務委託料は、大和庁舎の受電設備に係る分。2行目、廃棄物処理委託料は、大和庁舎の低濃度PCB機器等でございます。3行目、施設整備工事費は、大きなものとしては本庁舎の照明器具のLED化、塩沢庁舎空調設備更新、大和庁舎の受電設備更新などで皆増でございます。

次の丸、普通財産管理費は、前年度比178万円の増。2行目、修繕料は、旧ふるさと会館及び旧塩沢セミナーハウスに対するもので、124万円の増。

118、119ページをお願いいたします。4行目、測量設計等委託料は、売払いに伴う境界復元等の用地測量費で65万円の増。下から2行目、物件除却工事費は、旧五日町小学校のグラウンドに残っていました防球ネット支柱等を撤去。皆増でございます。

その下の丸、基金費は、前年度比10億5,197万円の増。1行目、財政調整基金積立金は、

普通交付税の追加交付額確定や、特別交付税の増額、豪雪に伴う除雪関連経費の特別配分などにより、令和3年度においては財政調整基金繰入金を全額解消することができた上で、さらに生じている差額4億5,000万円を積み立てて回復を図ったものであります。

4行目、ふるさと応援基金積立金が5億3,820万円の増。その下、財政調整基金積立金（返礼品定期便分）が1億1,315万円の増。

次の丸、財産管理補助・負担金事業は、記載の協会の会費。

最後の丸、庁舎等建物除却事業費は、旧田中町郵便局の建物解体に係る経費等で、3,851万円の皆増でございます。

120、121ページをお願いいたします。2段目、7目企画費は、前年度比4億8,419万円の増。不用額2,885万円は、雪資源活用事業費と生涯活躍のまち推進事業費での委託料、及び移住・定住促進事業費の補助金などの執行残です。

備考欄、最初の丸、企画一般経費は、前年度比2,100万円の減。企業版ふるさと納税を積み立てた無電柱化推進基金が皆減。

2番目の丸、総合計画事業費は、前年度比222万円の減。1行目、総合計画審議会委員報酬は、審議会1回の開催。記載はありませんが、令和2年度実施した総合計画策定業務委託料の205万円が減額。

3番目の丸、行政改革推進事業費は、委員会の開催に係る経費で、令和3年度は2回の開催でございます。

4番目の丸、地域コミュニティ活性化事業費は、前年度比1,987万円の減。市内12地区の地域づくり協議会への活性化支援事業——ソフト・ハード、及び活動拠点支援交付金などがございます。前年度、新潟県中越大震災復興基金の解散に伴い、残余資金の市町村交付分を積立金として計上していた分につきましては、令和3年度には積立金がないため2,224万円の皆減となっております。

この積立金を原資としまして、3行目の観光・交流の促進支援事業交付金にて、浦佐地域づくり協議会が取り組む浦佐フットパス事業、及び7款1項3目の観光拠点情報・交流施設費、浦佐駅広域観光案内所運営補助金に充当してございます。両事業ともに解散前に復興基金から交付決定を受けていた事業でございます。2行目、地域活性化支援事業交付金が35万円の増。

5番目の丸、コミュニティ助成事業費は、宝くじの社会貢献広報事業を財源とする地域のコミュニティ事業への補助金。前年度比270万円の減。五日町区の子供みこし等の整備の1件でございます。

6つ目の丸、交流事業費は、前年度比20万円の減。国内外の友好都市との交流事業等に係る経費であります。新型コロナの影響で事業が全て中止。

その下の、男女共同参画推進費は、男女共同参画セミナーの開催経費と、新たに設置しました男女共同参画推進委員会の開催経費で、前年度比5万円の増。

一番下の丸、企画補助・負担金事業は、前年度比427万円の増。

122、123 ページをお願いいたします。5 行目、国際大学支援補助金が 39 万円の減。ふるさと納税の国際大学分。7 行目、ほくほく線安全輸送設備等整備事業補助金（新型コロナ関連）は、新型コロナ感染症の影響による減収で影響を受けた北越急行への運行支援が、403 万円の皆増でございます。その下、高速バス路線維持確保負担金も、新型コロナの影響で収入減となった県内高速バス路線に対する運行継続のための負担金でございます。

最初の丸、地域活動支援事業費は、新規事業のため 290 万円の皆増。8 月 17 日から 22 日の 6 日間、コロナ禍の地域振興及び文化振興としましてドライブインシアター事業を実施したものです。

2 つ目の丸、定住自立圏推進事業費は、2 市 1 町の委員で構成する魚沼地域定住自立圏共生ビジョン懇談会の開催経費で、前年度ほぼ同額。

3 つ目の丸、人権啓発推進費は、160 万円の減。令和 2 年度で人権教育・啓発推進計画の策定が終了し、それに伴う委託料、印刷製本費等の支出がなくなったためでございます。

一番下の丸、総合戦略推進事業費は、まち・ひと・しごと創生推進会議の開催に係る経費で、令和 3 年度は 1 回の開催。

124、125 ページをお願いいたします。最初の丸、移住・定住促進事業費は、前年度比 1,964 万円の減。これは、地域再生計画の「住まう喜びを感じるまち南魚沼」実現プロジェクトの事業実施期間が終了したことによりまして、国の地方創生推進交付金がなくなったことで、前年度まで実施していた事業がなかったことによるものです。

1 行目、移住・定住促進支援事業補助金は、U・I ターン促進住宅支援事業による家賃補助 15 件、131 万円。移住体験ツアー等の交通費補助 8 人、6 万円。移住支援金 2 人、200 万円の交付でございます。

2 行目、過年度国県補助金等返還金は、令和 2 年度に条件を満たしていた補助対象者が、令和 3 年度に家庭の都合で条件を満たさなくなったことから、国、県に返還したものです。本人からは既に全額返還済みでございます。

次の丸、ふるさと納税推進事業費は、前年度比 6 億 1,231 万円の増。5 行目、クレジットカード決済手数料が 432 万円の増。7 行目、ふるさと納税返礼等業務委託料が 5 億 8,407 万円の増。下から 3 行目、ふるさと納税ウェブシステム使用料が 2,120 万円の増。この 3 つの項目が募集に要するメインの経費で、寄附額の増加に伴いまして経費も増加しているものがございます。一番下の、庁用器具費は 72 万円の皆増。ふるさと納税業務の業務量増加に伴う令和 4 年度からの人員増に対応するため、事務用机・ワゴン等を購入したものでございます。

次の丸、雪資源活用事業費は、前年度比 200 万円の増。2020 東京オリンピック・パラリンピック終了後の雪国の魅力発信と市内の産業振興のため、雪冷熱エネルギーをいかに活用していくかに注力して事業を推進しました。

4 行目、雪の魅力発信業務委託料は、196 万円の皆増。令和 2 年度には新型コロナの関係で、各種イベントが中止で皆減となっていました。友好姉妹都市である江戸川区からの依頼で、小岩駅のスプリングマルシェに参加したものでございます。その他、大原運動公園内

に貯蔵していた雪は、新型コロナワクチン接種会場である五日町雪国スポーツ館の冷房として活用。

最後の丸、生涯活躍のまち推進事業費は、753万円の皆増。地域再生計画の「住まう喜びを感じるまち南魚沼」実現プロジェクトの事業期間終了に伴いまして、新たに、みらいの雪国を創る人材育成及びしごと創生事業が認定され、雪と食のブランド化とリモートワークの推進を目的に事業を推進していくもの。

3行目、企画運營業務委託料は、リモートワークの推進のため、リモートワークセミナーの開催やブランド化を進めるため、雪や食を前面に出したパンフレット「COLOR of Minamiuonuma」の作成。4行目、パンフレット作成業務委託料は、若者定住促進冊子「LIFE in」の紙面を、ライフスタイルの発信という観点から、リモートワークの推進とブランド化の推進という内容に切り替えまして、1万部を2回発行でございます。

126、127 ページ。備考欄1つ目の丸、メディカルタウン関連整備事業費（繰越明許）は、天王町排水路防草シート設置工事の繰越分。

2段目、8目地域開発センター及び公会堂費は、前年度比3,750万円の減。予備費充用額は、大巻地域開発センターの耐震改修、大規模改修工事の実施設計委託への充用。

最初の丸、地域開発センター費は、五十沢、城内、大巻の各地域開発センターの経常管理経費等で、前年度比69万円の増。8行目、建築物定期調査・建築設備定期検査委託料は、大巻地域開発センターに係る分で、3年ごとの実施で皆増でございます。次の行、除雪等業務委託料は、消雪パイプ故障によりまして、大巻地域開発センターの駐車場を機械除雪対応としたもの。

その下の丸、公会堂費は、大崎農業会館、まほろば、東地域開発センター、三用地域活性化センターの経常管理経費で、ほぼ前年度並み。

128、129 ページをお願いいたします。2行目、先ほど申しました同じ委託料ですけれども、東地域開発センター及び大崎農業会館に係る分。3年ごとの実施で、皆増でございます。

次の丸、地域開発センター及び公会堂改修費は、3,829万円の減。測量設計等委託料は、大巻地域開発センターの改修設計と、既存建物のアスベスト調査。令和2年度に執行の大崎農業会館の耐震改修・屋上防水等改修工事、及び大巻地域開発センターの耐震診断に係る施設改修工事費が皆減となっております。

2段目、9目バス運行対策費は、前年度比271万円の増。

最初の丸、路線バス運行事業費は、前年度比721万円の増。2行目、各種事務・事業経費負担金は、六日町小出線の基幹病院への乗り入れ社会実験に伴う負担金で、皆増。

3行目、地方バス生活維持路線補助金と、4行目、地方バス低収益路線補助金は、コロナ禍による乗車人数の減少に伴う収益減少により、541万円と79万円の増。5行目、交通事業者運行支援補助金は、新型コロナ関連の経済対策としまして昨年度に続きバス・タクシー事業者に対し、保有台数に基づいて支援金を支給。

次の丸、市民バス運行事業費は、前年度比225万円の増。4行目、市民バス運行補助金は、

路線バスとの接続改善による、六日町駅乗り入れに伴い、運行時間の前倒しなどによりまして人件費が増えたため 200 万円の増。

3 番目の丸、保育園等送迎バス運行事業費は、前年度比 36 万円の減。

130、131 ページをお願いいたします。1 つ目の丸、通学バス等運行事業費は、前年度比 640 万円の減。主な要因は、児童生徒数の増減に伴う路線の見直しと、便数の増減によるものでございます。3 行目、大和地域の通学バス委託料は、大和中学校の路線を新型コロナの 3 密対策を継続しながら、5 路線を 4 路線に見直したものです。また、令和 3 年度は後山地区の中学生がゼロ人となりまして、通学バスを運行しなかったことにより、前年度比 1,267 万円の減。

4 行目、六日町地域では、八海中学校の、五十沢地区の乗車人数が増加しまして、2 便から 3 便に増えたこと、また、六日町小学校への通学の安全を確保するため、冬期間、一部の地域をバス通学としたことによりまして、前年度比 994 万円の増。5 行目、塩沢地域は、前年度比 330 万円の減。委託業務の入札結果によるものでございます。

次の丸、公共交通確保維持改善調査事業費は、地域公共交通協議会への負担金で、ほぼ前年度並みでございます。

ここで、市民生活部長と交代いたします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは続きまして、2 項徴税费、1 目税務総務費は、税務課職員のうち 23 人分の人件費で、前年度比 688 万円の減。

2 目賦課徴収費、最初の丸、賦課徴収一般経費は、前年度比 64 万円の減。主に 4 行目、データ入力業務委託料が電子申告の増加により委託数量が減少したことなどにより、65 万円の減。

めくっていただき 132、133 ページ、最初の丸、賦課徴収管理費は、前年度比 49 万円の増。任用職員は、通年雇用の 6 人分、繁忙期の期間雇用 6 人分の合計です。6 行目、指定管理施設使用料は、確定申告相談会での市民会館使用料で 16 万円の減。その 4 行下、軽自動車税環境性能割徴収取扱費交付金は、令和 2 年度からの制度で、軽自動車を取得した際に課税される税金について県に徴収業務を委託していることから、納付額に基づいて県に支払う交付金で 32 万円の増。その下、市税還付金及び還付加算金は、前年度比 15 万円の減。

次の丸、賦課徴収システム管理費は、土地家屋の評価システムに係る経費で、前年度比 11 万円の増。

その次の丸、固定資産税適正評価事業費は、3 年ごとの評価替えの前年度に委託している評価替作業委託料が皆減になったため、前年度比 158 万円の減。

一番下の丸、滞納処分費、相続財産管理人選任手数料は、滞納者が死亡し、相続人が全員相続放棄した 1 件について、裁判所に相続財産管理人の申立てをした予納金などで皆増です。

以上、2 項徴税费の全体で、前年度比 801 万円減の 2 億 1,373 万円となりました。

次の 134、135 ページ、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費は、前年度比 1,561 万円の増。繰越明許費 458 万円は、戸籍住基システム管理費で、システム改修業務委託

料分です。

最初の丸、職員費は、前年度比 27 万円の減。13 人分の職員給与費で、前年より 1 名減であります。

2 つ目の丸、戸籍住民基本台帳費は、前年度比 8 万円の減。任用職員の報酬、手当等は、年度末の繁忙期の職員増により、合わせて 17 万円の増。

次の丸、戸籍住基システム管理費は、前年度比 171 万円の減。1 行目、システム改修業務委託料は、前年度比 171 万円の減で、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に関して住基システム改修を行ったもの。

次の丸、戸籍住基補助・負担金事業は、前年同額。

次の丸、証明書コンビニ交付事業費は、前年度比 172 万円の減。コンビニ交付事務処理手数料は、交付数の増により 19 万円の増。2 行目、J-L I S コンビニ交付サービス負担金は前年度同額。

一番下の丸、マイナンバーカード交付事業費は、前年度比 1,186 万円の増。1 行目から次のページの 1 行目まで、任用職員の報酬から費用弁償で、合わせて前年度比 1,368 万円の増。マイナンバーカードの申請受付や交付事務のため、任用職員を 3.5 人相当から 11 人へ大幅な増員を図ったことによるものです。

次のページ、136、137 ページに行っていただきまして、8 行目、パソコンリース料は皆増で、カードの申請・更新・情報変更等を行う端末を 3 庁舎に設置したことによるもの。

10 行目、事務用備品購入費は皆増で、マイナンバーカードの券面に住所変更などの裏書きを行う専用印刷機器を 3 庁舎分購入したもの。11 行目、J-L I S 事務委任交付金は 606 万円の減。カードの発行件数に応じて国から市町村を介して J-L I S に支払うもので、基本的には 10 分の 10 で歳入の国庫補助金と同額になります。令和 3 年 10 月に制度改正があり、国から J-L I S のほうへ直接支払われることになったため、年度途中までの分であり、大きく減額となりました。

次の丸、戸籍住基システム管理費（繰越明許）は、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に関する住基・戸籍システム改修を全額国庫補助で行ったもの。

2 段目、2 目一般旅券発給費は、用紙などの補充のための予算を盛っておりましたが、新型コロナ等の影響で前年に続きパスポート申請が非常に少なく、令和 3 年度の支出はありませんでした。

以上、3 項戸籍住民基本台帳費の全体で、前年度比 1,561 万円増の 1 億 7,586 万円の支出となりました。

ここで、総務部長に交代します。

○議 長 総務部長。

○総務部長 引き続きまして、136、137 ページ。2 款 4 項選挙費からご説明いたします。

1 目選挙管理委員会費、備考欄最初の丸、職員費は、前年度比 17 万円、1.1%の減。選管書記 2 人分の人件費でございます。

138、139 ページをお願いいたします。備考欄丸、選挙管理委員会費は、委員4名の報酬、委員会の経常経費で、ほぼ前年度並み。

2 段目、2 目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費は、令和3年10月31日執行の選挙経費で、4年前の選挙と比較しまして221万円の増。当日有権者数が4万6,004人、投票率は66.91%。

140、141 ページをお願いいたします。2 段目、3 目市議会議員選挙費は、令和3年10月17日執行の選挙経費で、4年前の選挙と比較しまして2,086万円の増。増額の主な要因ですが、前回の市議会議員選挙は、衆議院議員総選挙と同時選挙だったことによりまして、経費を大幅に抑えて執行できたこと。今回は別々の日程となりまして、また、選挙運動公費負担制度が拡充されたことなどによるものでございます。当日有権者数は4万5,749人、投票率は64.89%。

142、143 ページをお願いいたします。2 段目、4 目新潟県知事選挙費は、令和4年5月29日執行の選挙経費に係るもので、ポスター掲示場の作成期間に2か月がかかるため、令和4年度に予算を繰り越したものの。記載はございませんが、市長選挙費2,308万円が皆減となっております。

144、145 ページ。最初の表、5 項統計調査費、1 目統計調査総務費は、前年度比1,903万円の減。前年度に調査のありました国勢調査費の皆減によるものでございます。

最初の丸、職員費は、職員3人分の人件費。

次の丸、各種統計調査費は、毎年度実施される調査——学校基本調査ですが、それと統計調査員の確保対策に係る経費で、工業統計調査と全国消費実態調査に係る経費の減などで28万円の減。

次の丸、経済センサス費は、5年に1回、事業所の事業場活動を調査し、産業、従業者規模等の基本的構造を明らかにすることを目的とした調査で、令和3年度が調査年でした。調査経費275万円の増。

2 番目の表、6 項1 目監査委員費は、前年度比20万円の増。

備考欄丸、職員費は、職員3人分の人件費。

その下の丸、監査委員費と、次のページ、監査委員補助・負担金事業は、ほぼ前年度並みでございます。

146、147 ページ、7 項1 目交通安全対策費は、前年度比10万円の増。

最初の丸、職員費は、職員2人分の人件費で143万円の減。

次の丸、交通安全対策費は、33万円の減。1 行目、任用職員報酬（交通指導員）は24万円の減。交通指導員が3人減少したこと、新型コロナの影響で活動が減少したことによる減でございます。

その2 行下、高齢者運転免許証自主返納報奨品は、22万円の減。申請件数が26件減少をいたしました。一番下の行、交通安全教室開催委託料は、7万円の増。コロナ禍により自粛傾向でありましたが、開催希望が増加したことによるものです。

次の丸、交通安全補助・負担金事業は、187万円の増。交通安全協会の会員減少に伴う収支悪化に対しまして、令和6年度に予定されている新しい南魚沼警察署内への移転までの間、体制維持のため補助金を交付することとし、それまでの賛助会費15万円に変えまして、令和3年度より補助を行ったものでございます。

以上で、2款総務費の説明を終わります。

○議 長 2款総務費に対する質疑を行います。

3番・大平剛君。

○大平 剛君 2点についてですけれども、3点ほど質問させてもらいたいと思います。

令和3年度の予算のときもお聞きしたのですが、まず雪資源活用についてです。今回、江戸川区さんに行ったということで、なかなか新型コロナでイベントに行けなかったということもあると思いますが、江戸川区さんで例えばこういう——もうちょっと具体的にこういうことをやったとか、こういう結果が生まれたとか。あるいは江戸川区さんに限らず、令和3年度の雪資源活用の中でこういう結果が生まれたとか、そういうのがあればちょっと教えていただきたいと思います。ページ数は124、125ページです。

それから、134、135ページのこれも毎回聞いているのですけれども、マイナンバーカードの交付事業。かなりの予算増ということでしたけれども、目標の35%に対して37%ということで、予定を超える成果を上げたということで大変、私はすばらしいことだと思うのですけれども。今年はやはり国のほうでもかなり支援があつて、力を入れてということになりましたので、その辺がどのぐらい寄与したのかとか、令和3年度の手応えというか、そういったものがありましたらちょっとそこら辺を詳しく説明して、今後につなげていくというのは、どういう試みを今後続けていくかというところを教えてくださいたいと思います。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 雪資源活用について回答いたします。江戸川区のほうでは、今まではどちらかというと雪冷熱のPRのみで各地に行っていたのですけれども、雪冷熱のPRと合わせまして雪室商品の販売ですとか、あとお米、お酒というような物販をそこで同時に販売いたしまして、非常にいっぱい人が並んで全部売れました。あわせて、民間の事業者で大手不動産会社さんが、非常に雪冷熱につきまして興味があるということで現場を訪れていただいて、そこで打合せ等を行っております。

今後、どういった展開かといいます、実際、自治体さんのほうから雪冷熱の活用について相談がありますし、あと民間のほうからも何件か、そういったものを使いたいものだけどもというような話も来ております。

以上です。

○議 長 市民課長。

○市民課長 マイナンバーの交付率の関係ですが、令和2年度の交付率が24.6%だったところ、令和3年度末が37.6%のところまで伸びました。一応、国のほうでマイナポイント事業の第1弾が開催されまして、そういったこともあつて令和2年度末、大分駆け込みが

多かった状況です。そして令和3年度についても、令和4年1月にポイントの第2弾が開始されています。ポイントの第2弾は、今月の末までに申請した方が対象ということで、令和4年度も今すぐく混んでいる状況になっています。

今後のこちらのほうでの対応ということですが、去年もしておりますが、行政区、企業さん等の出張申請をはじめ、今年は地域づくり協議会での出張申請等も開始しておりますし、これから六日町のイオンさんでの出張申請、原信さんでの出張申請、そういったことも計画をさせていただいております。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 マイナンバーカードについては分かりました。今後も頑張っていていただきたいと思います。

雪資源活用ですが、大変、思った以上の成果を上げられたのではないかと私も思いまして、私も予算のときにも申し上げたのですけれども、できれば商談にまで続けて行ってほしいという話をしたのですけれども、見事にやってくれたと思います。商談までいったかちょっと、さっきの質問では分からないのですが。ぜひ、この成果を生かすような形で今後も続けていただきたいと思いますが、実際、すみません、商談というか、そこまで至ったのかどうかだけ、ちょっと最後確認だけ、答えていただきたいと思います。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 今回の段階では、雪冷熱を例えば庁舎といいますか、その企業の中で活用できるかというような相談のレベルです。商談までのレベルにはなっていないという状況です……（「雪室商品とかの商談はあったのでしょうか」と叫ぶ者あり）雪室商品の商談というのは、特にありません。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 129ページ、路線バス運行事業費です。私こういうふうにも考えたりするのですけれども、やはり決算なのではっきりと聞きたいのが、路線バスでも市民バスでも回しているのはいいのですけれども、ちょっと人から「こういうニュースを見たのだけれども」というのを聞いたのです。終点間際の、終点の1個前に——要は1個前でお客がいなかったから、終点に行かないで帰ってしまったということで、たまにニュースに出ることがあります。道路運行法違反だか何だかよく分かりませんが、私はそういうのっていいじゃないかと思うのです。

要は無駄の省きになると思うのです。その方も私に対して「無駄の省き」と言ったのですけれども、こういうふうにも実際、制度がおかしいという思いもあるのですけれども、それをなくして無駄を排除する。これをやることによって、バス会社さんも経費がかからなくなるわけですし、役所の建前の許可についてどうのこうのというのは、ちょっと私はあれですが。こういうのを市ではどういうふうに行っているのかと。

あと、135ページ。先ほどマイナンバーカードがありましたけれども、マイナンバーカード

で非常に数字が上がっているのは私はいいことだと思うのです。ただ、ちょっと疑問があるのが、下水道のつなぎこみをしているかというのは職員とかで話合いとか、議会でも聞いた方がいるのですけれども、マイナンバーカードも例えば市役所は、市役所の職員に対してマイナンバーカードを持っていますかという調査をしたことがあるのかどうかについてお聞かせください。

○議 長 建設部長。

○建設部長 1点目の市民バスの関係です。市民バスですけれども、路線バスもそうですが、運輸省に認可されて運行しているルートでございます。基本的には正規のルートということが大前提でございますけれども、そういう場合がもしあるのであれば、言っていただければ、今後バスとしてどういうルートを途中で帰るのか、その辺の検討の余地はあるかと思えます。

以上です。

○議 長 総務課長。

○総務課長 マイナンバーカードの職員に関する取得ですけれども、水曜日に市民課のほうで時間外の申請窓口等も行っておりますし、市のほうでは水曜日はノー残業デーということで、毎週、朝の管理職の朝礼のところでノー残業デーの周知と併せて、マイナンバーカードの取得についても、ちょっとくどいようになっているのですけれども周知をさせていただいております。

そのほか、私も今つけていますが、マイナンバーカードをお持ちですかというような、こういうものも市民課のほうで作成しまして、職員のほうもこういう目に見える形で、市民の皆さんに触れるような形でPRも併せて行って、職員についても普及促進をちょっとくどいぐらいさせていただいているという状況であります。

以上です。

○議 長 課長、調査したことがあるかないかという……

○総務課長 すみません。調査につきましては、6月末現在の時点の状況ということで話をさせていただきますが、調査のほうは定期的に部署に対して申請の状況について調査をさせていただきます。数字につきましては、今現在、50%台というような状況になっております。

以上です。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 市民バスとか路線バスについては分かりました。実態が私もちょっと分からないので、こういうことから要は——はっきり言って無駄ですよ。本当にお客さんがいなくて乗っているのと、最後の終点まで建前上、行かなくてはいけないというのは本当に私は無駄だと思うので、逆に実態を調査して是正できるようなことがあれば、是正して欲しいと思うし、ほかの業務でもそれは考えて欲しいという思いがあります。これをいい例としてほかの事業に対して。国の制度だからしょうがないと思うのではなくて、国に

訴えかけて変えていってほしいと。それが一からのあれだと思いますのでお願いします。

マイナンバーカードに関しては50%と聞いて、ちょっと残念だなという思いがある点もあるので、少しでも何かまだ補足があるのだったら、また頑張ってくださいと思います。

○議 長 総務課長。

○総務課長 すみません。ちょっと50%台という話をしましたが、正式には58.3%……6月末現在で58.3%です。今また最後の追い込みをかけている状況ですので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議 長 16番・鈴木一君。

○鈴木 一君 悪意のある質問ではないので、ちょっと確認の意味でします。103ページの顧問弁護士報償の関係で、決算額についてどうこうという関係でなく、相談が8件、訴訟が13件ほどお世話になっているということですが、もしこの方々と市議員が兄弟であったとしたならば、今後どんな問題が生じるのか、問題はないのか。差し障りのないところで答弁をお願いしたいと思います。

○議 長 総務課長。

○総務課長 弁護士相談の件に関しましては、今、顧問弁護士の先生2人に相談している状況でありますので、そういった事案につきましては弁護士の先生のご意見も聞きながら、適切な対応をしてみたいと思っております。

以上です。

○議 長 質問の内容が違うと思うのですがけれども……市議会議員……

○総務課長 市議会議員のようなそういう案件が出てきた場合についても、先生の意見を聞きながらまた……

○議 長 違います。市議会議員と身内というような関係だけれども、業務にいろいろなことが生じないかという質問です……支障があるかないかという。

○総務課長 すみません。では、確認しまして、後ほど答弁させていただきます。

○議 長 よろしいでしょうか……後ほどの答弁となりますので。

市長。

○市 長 鈴木さんのご質問、これはなかなか難しいと思います。ご兄弟になるわけです。ご親戚関係にある。なので、あつてはいけませんが、できるものと、できないときが出る場合があるのです、中には。うちは訴訟だけではないので、いろいろな法律相談もするわけです。こういったときにはそれ相応に我々は、そういう部分は事前にやはり分かるわけですから、切り分けてやるということが必要であればやらなければいけない。そういうものだと思います。それで支障があるということには、今のところそういうふうには把握しておりませんが、そういうご心配につきましては、もしなつたときには、なかなかお互いに弁護できなかつたりするわけで……ないと思いますけれども、そういうことにならないように我々が配慮すべきだと思います。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 確認を含めて4点ほどお願いをしたいのですが、まず、107ページの一番上の丸、情報公開事業費です。今回、情報公開審査会が開かれたということですが、もし差し障りがなければどのような情報公開だったのかとか、あと近年のちょっと開催経過みたいなのがもし分かればお願いしたいと思います。

それから、121ページから123ページの企画補助・負担金事業ですけれども、ここでほくほく線と高速バスの維持確保負担金ですか。通常であれば恐らく新型コロナ関連というのは、今新型コロナで大変だということで、追加で出てきたものだと思うのですが、その上のほくほく線輸送設備等整備事業補助金115万5,000円。一つはこれの、向こうから来るのかちょっと分かりませんが、補助の基準——大まかにはこういった基準で、沿線自治体で出しているというようなものが分かればちょっと教えていただきたいと思います。

その下の新型コロナ関連についても、支援していくというのは重要なことだと思いますが、どのような基準で出ているのか。その辺を大ざっぱで結構ですので、もし分かれば教えていただきたいと思います。

それから、次の125ページの雪資源活用事業費の中で雪の魅力発信業務委託料ということで、何と申しますか新たな製品開発とか、そういったものも恐らく進められていると思うのですが、その辺の進捗状況とか、もしこういうのがという成果が出ているのであれば、その辺も含めて教えていただければと思います。

それから、147ページです。下の表の上から2つ目の丸、交通安全対策費です。3行目の高齢者運転免許証自主返納報奨品は、額的にも22万円ほど減っていますし、申請件数も6件減ということです。テレビ等でも含めて高齢者の逆走とか、事故とかというのも大分出てきていますけれども、たまたま今年こういう状況なのか。南魚沼市における自主返納の動きといいますか、それと市のPRというか、その辺どういような形を基本的な方針として自主返納を進めているのか。その状況についてちょっとお聞かせいただければと思います。

○議 長 総務課長。

○総務課長 1点目の107ページの情報公開の関連のご質問にお答えいたします。令和2年度につきましては、情報公開審査会の開催等はございませんでしたが、令和3年度は、こちらについては水道関連の案件となっております。

以上です。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 ほくほく線及び高速バスの補助金に関してです。まず、安全輸送設備等整備事業補助金ですが、こちらは毎年実施しているものですが、主に北越急行さんが行うハード整備に対して国に補助申請するわけですが、基本的には国3分の1、県・市・町が3分の1と事業者の北越急行さんが3分の1ということで、負担し合っているということであり

市町の補助金に対しては、出資割合で決められて案分が決まるというふうになっています。令和2年度、令和3年度と行っております、新型コロナの影響についての補助については、まず北越急行に関しては新型コロナによって収支が悪くなった分、コロナ前の平均3年間と比べて幾らかというのをを出しまして、3億4,000万円程度で、新潟県が5、沿線市町が1の割合で補助を行うと。同じように沿線市町については出資割合で案分を決めて、結果、南魚沼市が403万円だったということであります。

最後、高速バスの補助ですが、こちらのほうも令和3年度とコロナ前を比較して、収支悪化分をこちらは補助するということですが、事業者が2分の1、国が4分の1、県が8分の1、残りの8分の1を沿線市町村が負担割合で案分して支援していると。結果、南魚沼市が38万6,000円ということであります。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 雪資源活用に関してですが、今のところ雪室関係で新商品を開発しているという話はちょっと聞いていないのですけれども、参考までに令和3年度のふるさと納税の中の返礼品の雪室商品、雪蔵商品が占める割合というのが14.4%になっておりまして、8億8,600万円ということで、前年度より1億5,000万円ぐらい上がっております。こういう感じで、全体的には非常に商品としては注目されております。今後はブランド化を進めるために、ブランド協議会的なものをつくりまして、よりそれを発信していこうと考えております。

以上です。

○議 長 環境交通課長。

○環境交通課長 免許自主返納の市の状況ということでございます。こちらにつきましては、令和元年度についてはタクシー券を追加したということで、295件と非常に多くなったのですが、それ以降、令和2年度は248件、令和3年度が222件ということで、今、やや申請件数が下がっている状況であります。ただ、免許の保有という部分に関しましては、高齢者65歳以上でございますが、こちらの免許保有率は令和3年度の12月現在で31.9%、こちらは毎年、少しずつ上がっている状況となっております。ですので、言われたとおり免許保有者はおられますが、返納率が下がっているというところで、今後、PR等が非常に大事になると考えております。

毎年行っております交通安全教室とか市報等を活用しまして、また周知のほうをより進めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 大体分かりました。高齢者の自主返納についても、そういったことで進めていただいているということで、強制的に取るわけにもいきませんので、自主判断ができるような形で、そういう制度もあるということで周知いただければと思います。

1点だけ、情報公開です。そうすると近年、令和2年度はなかったということですが、あ

まりないようですけれども。水道関連というのは、差し障りがなければどうだったのか、もし差し障りがあれば結構ですけれども、もう少し詳しくお願いできればと思います。

○議 長 総務課長。

○総務課長 申し訳ありませんが、水道関連の事案だということで、内容につきましてはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 135ページの証明書コンビニ交付事業費、330万円近くあると思うのですが、年間に何件ぐらい利用されているかが分かれば教えてください。

○議 長 市民課長。

○市民課長 証明書コンビニ交付の件数ですが……大変失礼しました。コンビニ交付による証明書の交付発行件数ですが、令和3年度は住民票が2,558件、印鑑証明が2,236件で、4,794件になっております。

以上です。

○議 長 ほかに。

6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2か所について伺います。125ページの雪資源活用事業費ですが、これについて先ほど雪冷熱につきましては引き合いがあるけれども、活用できるかどうかいろいろ研究しているところだということでした。専門家のほうといろいろ研究とかをしているのではないかと思いますけれども、その辺の進み具合——雪冷熱を使った家というのが現実的にどんな感じで今進んでいるのか、できるところまでどれぐらい進んでいるのか伺います。雪冷熱を使った住宅。

その中であと、貯雪業務委託料が500万円近くあるのですけれども、今回あまりオリパラの中止というようなことがあって、運べるのが1か所だったということですので、無駄なく雪が使われたのかどうか。市内であってもどこでもいいのですけれども、きちんと使えたかどうかという検証はどうしたのかを伺います。

もう一点は145ページ、中ほどのほうに経済センサス費ですけれども、これが5年に1回、経済関係を調査しているということで、ちょうど令和3年がそうだったということです。委託金が歳入で入っているのですけれども、それとここの歳出のほうに出てきている金額等が、かなり100万円ぐらい差があるのですけれども、使っているのがここの項目だけではなくて、どこかほかのところとも、費用がどこかにあるのかどうなのか。どういうふうに見たらいいのか。入ってきたお金よりも、歳出のほうが少ないようにこの項目だけだと見えるのですけれども、その辺をもう少し説明をいただきたいと思います。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 雪資源活用事業費ですが、まず個人住宅に關しますと、隣の魚沼市で工務店さんがありまして、そこで何件か施工している事例があるのですけれども、現実

を言いますとかなりコスト高で、なかなか進捗していないような状況です。ただ、工業部門と申しますか、大きな雪室に関しましては現在、南魚沼市で11件建てておまして、12件目が今建設中であります。ですので、大きな雪室に関しまして、産業用雪室ですが、それに関しては非常に脱炭素もそうですし、電気料の削減ということで効果が高いと言われております。以上です。

それから、雪の貯雪した部分に関しましては、令和3年度はほとんどがワクチン接種会場——五日町の接種会場で活用しまして、全部は使っていないのですけれども、かなりの部分をそちらで使わせていただいて、非常によい評価をいただきました。

以上です。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 経済センサスのご質問です。収入額は389万円程度だと思いますが、約100万円ぐらい開きがあるということでもあります。この差額については、職員の時間外勤務手当に100万円ちょっと充てておりますので、決算書で申しますと職員費の3行目、常勤職員手当のほうの一部に、そこへ支出しているということでございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2点お願いいたします。ページ数107ページ、広報広聴事業費の中で、令和3年度の中でラジオ放送拡充というか、充実させております。ラジオ放送委託料、そしてラジオ広報業務委託料という中で上がっておりますが、どういう点が一番、令和3年度は重点的に重きを置いたのか。例えば新型コロナの注意喚起だったのか、時々市長のメッセージとかも聞かせていただいているのもあります。地域の課題、また市のメッセージとかもあつたのかということでもあります。ラジオ放送というのは限られたというところもあり、聴衆率というか、どの程度、市が捉えて今回、臨んだのか。あとは次年度、令和4年度、令和5年度にどういう方向で令和3年度の決算に当たって考えているのか。

もう一点であります。113ページ。車両管理一般経費、備品というか機械器具費の中でドライブレコーダーというのが出ております。私も車につけてはみたのですが、事故等でもなければ、とりあえず活用はあまりないのかと思っております。例えば防犯的な役割とか、どういふのに重点を置かれて市が今回、取付けを行ったのか。今後も拡充していくのかについて伺いたいと思います。

○議 長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 まず、1点目のラジオ放送の広報の関係で、どの辺に力を入れたかというところですが、令和3年度につきましては、特に新型コロナ感染対策についての広報ですとか、あとマイナンバーカードの普及についても多めに放送をお願いしております。

また、通常の市報からの内容について、広くラジオ放送でお願いしているところでございます。

以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 ドライブレコーダーにつきまして、今年度主につけたのは、今まで出張用の県外で乗る車にはついているのですが、市内で乗るような小さな車ですとか、軽とかというのはなかなかついていない状況です。昨今、交通事故ですとかあったときに、やはり事故の検証ですとか、どんな状況があったのかを素早く対応するために、一度に全部つけることはちょっと難しいのですが、今年度は10台を設置したという状況であります。今後も状況を見ながら、ドライブレコーダーの設置は——数はそのときの予算の状況等を見ながらになりますが、進めていきたいと考えてはいます。

以上です。

○議 長 12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1点目の広報広聴事業費であります。市政だより、またウェブで自分で調べてみる。そして耳で聞くという、これは非常に大事な事かと思っています。550万円という予算をつけているということですが、私が聞いた中、ちょっと次につながるかわからないのですが、令和4年度というか、次年度以降については拡充していくのか、今までどおりをやっていくのか。やはり1年やった中で、いろいろ市の執行部としては捉えていると思います。ラジオを聞いている人というのは多分限られていて、中でもFMゆきぐになんて、私は朝晩、庁舎に来るとき聞いているし、田んぼに行くときも聴いたりしていますのですけれども、そういう点で限られたという視点でどう捉えているのか、お聞かせ願いたいと思います。再質問いたします。

車両管理のドライブレコーダーの件であります。私が質問をした中で今後ちょっと増やしていくということをお聞かせいただき……。私は防犯というか、そういう視点も大事ではないかという質問をしております。例えば見守りという形とか、出張の車が多いということですが、例えばそういう視点も、ちょっと考えてもらったほうがいいのかなという視点で質問をいたしました。再質問します。

○議 長 財政課長。

○財政課長 防犯という視点のところ、ドライブレコーダー自体については、事故のときもというところの目的もありまして、防犯という観点もあるかとは思いますが、公用車——駐車場等に今とめてあるところにつきましては、どことは申し上げることはできませんが、やはり防犯カメラのほうは設置して、そういう観点でつけてはおります。

以上です。

○議 長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 1点目のラジオの関係ですけれども、議員がおっしゃるように限定された地域ではありますが、限定されている地域だからこそ、なおさら市民への情報提供にはコミュニティFMが有効だと考えております。また、市報だけを読むだけでなく、議員がおっしゃったようにラジオからの情報で、市の情報を得ていただけるということも非常にいいことだと思っておりますので、引き続きラジオ放送の広報については続けていきたいと思っ

おります。

なお、令和3年度からのラジオ広報業務委託料の増えた分につきましては、広くFMゆきぐにの経営というところも加味しているところがございますので、ラジオ局と市と一緒に広く広報できるような体制をつくってまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 大変申し訳ありません。清塚議員の質問、私の解釈がちょっと間違っていて、かみ合わない答弁をしていたようでしたので、防犯という意味の防犯パトロール的な意味合いの部分だと思います。そういった観点も持ってつけているところであります。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 4点お願いいたします。まず、111ページ。内部情報系のシステムの関係ですけれども、3つぐらい下の内部情報システム保守業務委託料か、もうちょっと下の内部情報系機器使用料か、この辺がちょっと説明の中でどっちかというのが分からなかったのです。これは資料を見ますと業務委託料等の中で、メールソフトの更新や職員のリモートワークの環境を整備したとあるのですけれども、どっちのほうの予算の中でしたのかちょっと分かりませんが、職員のリモート環境整備というのは、どの程度の環境整備というか、本当に自宅とこの職場のやり取りができるとか、そこら辺をもうちょっと教えていただきたいということ。

そして、115ページ。日常清掃業務委託料があります。これはシルバーから障がい者枠に変更になって、予算的にも少し減ったということであるのですが、障がい者枠のほうに広げたということで、シルバーの皆さんの仕事が減るかもしれませんけれども、私は非常にいい方向かなという思いもするのです。これは多分、障がい者の法定率というか、そういうのも少し影響しているのかと思うのですけれども、そこら辺の率みたいなのが分かりましたら、該当するのだったらあると思いますけれども、そこら辺を教えていただきたい。

129ページ、路線バス運行事業費です。特に私はずっと何回か聞いていると思うのですけれども、地方バス生活維持路線補助金があるのです。これは5,847万円ですけれども、おおむね予算どおりなので、この執行についてどうこうではないのです。ただ、過去の経過を見ますと、令和元年が3,590万円ぐらい、去年が5,300万円ぐらいなので、非常に額が増えていくのですけれども、この財源です。5,847万円の財源は、一般財源といいますか私どもの自己財源になるのか、例えば国県等の補助もやはり全国的な問題なのでそこら辺もあるかもしれませんけれども、そこら辺の財源がどうなっているのかということをちょっと教えていただきたい。

もう一点が、135ページ。マイナンバーカードの質問が出ましたけれども、58.3%という数字が多分出たと思うのです。私がそれをまた聞き漏らしたところがあるかもしれませんが、これは職員さんの率なのか、市全体の率なのかということ。職員さんの率だったらちよっ

とまだ低いなという思いもあるのですけれども、これも全国的に今、国で力を入れているところで、何年か先には非常に普及率を高めようという取組をしているのですが……しました、誰か……

○議 長 佐藤議員、全体では37%で、職員がさっき58.3%という話をした……

○佐藤 剛君 そうですか、大変失礼しました。三十数%ということで話があったそうですけれども、大変率がまだ低いのですけれども、これが2年か何年か先には高率なところにもっていかねばならないのですけれども、そこら辺の今後の取組の考え方がありましたら、ではそこだけお願いいたします。

○議 長 さっき、同じ質問が出て、答弁、同じ……

○佐藤 剛君 した……

〔「牧野議員がした」と叫ぶ者あり〕

○議 長 しているのですけれども……

〔何事か叫ぶ者あり〕

○佐藤 剛君 すみません。では、牧野さんにすみませんでした。最後の部分は取り消します。

○議 長 では、3つ答弁お願いします。

情報管理室長。

○情報管理室長 佐藤議員の1番目の質問になります。リモート環境の整備というところで、今、当市ではリモート環境の端末12台を用意しております。こちらのほうは専用のモバイルルーターを使いまして、自宅で職員の自席の机のパソコンを操作できるものになっておりまして、それなりにセキュリティーの強いものを用意しております。

以上です。

○議 長 総務課長。

○総務課長 2点目の115ページの日常清掃業務に関連した障がい者の雇用率ということですが、令和4年6月1日現在の私どもの障がい者の雇用率の数値ですけれども、うちのほうでは今2.12%ということになっておりまして、法定の雇用率が2.6%ということで、まだ法定雇用率を下回っている状況で、新たにまだ障がい者の方として5.0人分の積算上の採用が必要な状況になっております。

今、様々なところで障がい者の方の雇用を何とかできないかということで、庁内でもいろいろなところに、全部署に対して再考をいただきたいということで、業務を丸一日でなくても半日単位でもできる場所があれば、それを組み合わせることによって何とか障がい者枠の雇用ができるのではないかと、そういったようなちょっと今可能性を探っている状況で、何とかこの5人の枠を達成して、早期に法定雇用率を達成したいということで、その一環として今回、シルバーから切り替えているという状況であります。

以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 3点目の路線バスの関係でございます。地方バス生活維持路線補助金ですけれども、これで県の補助金——県単補助制度分というのが1路線あります。そのほかに、これも補助金になるのですけれども、単独の補助路線分というのが11系統あります。ですので、県のほうからの補助金が入っております。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 大変失礼しました。メモしながら聞いていたもので、申し訳ありませんでした。一番最後のところだけちょっと確認、再質問させていただきたいのですけれども、県の補助金が入っているということですが、5,800万円ぐらいの中で、割合というか大ざっぱでいいので、どのくらい県の補助が入っているのかというのが分かりましたらお願いします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 県の補助金が2分の1（9月12日訂正発言あり）でございます。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4点ほどお願いいたします。失礼しました。3点です。121ページの地域コミュニティ活性化事業費7,608万円ですが、分館事業費、人件費も出ておりますけれども、その成果ということをちょっとお聞かせ願いたいと。

それから、125ページの移住・定住促進支援事業補助金337万円、家賃補助15件というのがあります。令和2年からは3名で21万円、令和3年からは12名と増えて110万円ということでもありますけれども、この方々はどのような方々で、それこそ永住まで考えていらっしゃる方なのかというところを、ちょっとお聞かせ願いたい。

それから、129ページの市民バス運行補助金7,454万円です。決算資料の中に成果が書かれていないということで、そこもお聞きしたいのですけれども、利用者が非常に少ないということで、利用の促進を促すということで、実際に運行している事業者さんが宣伝してくれたのかどうかというところをお聞きしたいのです。

もう一点は、それぞれのバス停ですけれども、それぞれの地域によってバス停の時刻表の大きさであったり形であったりが非常にまちまちで、ここら辺も見やすく大きなものを——例えば大和地域で見たり、六日町地域で見たり、上田地域でも見ましたけれども、そういうふうに非常に見やすいバス停の案内、時刻表というところも、各事業者さんがそれぞれ見ていて、やらなければいけないなと思っていただいていると思うのですが、どうも令和3年はあまりそう改善はしていないなと思ったので、そこら辺を事業者さんのほうはどのようにお考えだったのかというところを、以上、3点お伺いします。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 まず、1点目の地域コミュニティ活性化事業の分館事業の現状ということです。こちらはそれぞれの地域が——例えば中之島ですとスポーツ大会というもの

を非常に活発にやっておりますし、地域によっていろいろバラバラですけれども、例えば城内ですと文化祭をやってみたり、あと藪神は同じように文化祭ですとか、地域の集まり、コミュニティを非常に重要視していろいろな事業をやっております。大巻につきましても、いろいろな——例えばキムチづくり教室とか、いろいろな事業をやっております。それぞれ頑張っているような現状であります。

それから続きまして、移住定住の内訳ということなのですが、こちらがほとんどの方が東京ですとか、首都圏からの方ですが、実際、平成28年からこの制度を実施しております、今現在までですが44名の方に補助金を交付しているということです。今現在そのうちの9名の方が転出しているというようなことであります。今後もより長く住んでもらえるように、努力したいと考えております。

以上です。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 市民バスの件でございます。運行事業者さんのほうから宣伝をしているかということでございますが、これにつきましては特に宣伝活動をしているということは聞いておりません。また、バス停についてでございます。私も今年、バス停をほとんど点検させてもらいまして、議員がおっしゃるとおりにかなりひどいといいますか、時刻表が剥がれていたりとかございました。時刻表につきましては、うちのほうでも貼り替え等を行っておりますが、かなり損傷したバス停がございますので、これから計画的に更新していきたいと思っております。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 地域コミュニティのほうの話であります。基礎事業とそれから提案型ということで、2つに分かれて事業費ということで地域コミュニティに出しているわけですから、今まで聞いた中之島さん、城内さんとか、大巻さんとかいろいろありますけれども、ほとんど提案型だと思っているのです。それがわざわざ分館型としてやるということになると、提案型をさらに膨らますという意味でやっていくというのであれば、私はこれは分館型ではなくて提案型事業のところを膨らませたほうがいいのではないかと。そういう検討を多分、内部ですべきです。だから、そこら辺はしたのかということをお聞きしたいと。

聞きませんでしたが、パイロット事業ということで5件もやられていますけれども、それらも将来的に地域コミュニティの中で、提案して予算を増やして行って、いろいろなことで地域を盛り上げていただきたいという、そういう思いだと思うのです。そこら辺が分館型とかそういうふうではなくて、提案型としていかに広めていくかということにつながるのだという検討を多分されたと思うのだけれども、そこら辺の話をちょっとお聞きしたいと思います。

それから家賃のほうで、今まで累積44名でそのうち9名の方が転出されたということでありまして、なかなか移住の方たちにいろいろな縛りをつけるというのは大変難しいか

と思います。思いますけれども、私はやはり最低限 10 年ぐらいは住んでいただきたいというところも、お願いでありましょうけれども、ある程度の縛りをつけてそれをお願いするという姿勢が必要かと思っています。そこら辺は担当課としては、やはり長く住んでもらいたい、どうすればいいかということで検討したと思いますけれども、その内容をお聞かせ願いたいと思います。

市民バスについては、都市計画課長がおっしゃったとおりです。このままでは利用者は増えません。はっきり言って増えない。いいことをしているのに増えない。増えるというのは、やはり市が真剣になることのほかに、事業者さんが一生懸命になってもらわないと駄目です。我々はやはり何と申しますか、足のないと言って申し訳ないけれども、交通弱者のためにやっているわけですから。それを事業者さんもよく理解しようというところで、やはり都市計画課と事業者さんがキャッチボールするところを、私は令和 3 年度も弱かったのではないかと思います。キャッチボールというところで、どの程度の取組だったのかということをお聞かせ願いたい。

○議 長 U & I ときめき課長。

○U & I ときめき課長 地域コミュニティ事業に関しましては、議員おっしゃるとおり地域の協議会と協議、ヒアリングしながら、いい制度に進めていきたいと考えております。

それから、移住・定住に関しましては、実際、窓口で申請を受けた際には当然、長期滞在してくださいというお願いはしているのですが、なかなか制度上それに縛りをつけると利用度が悪くなるということもありますので、今後そういった努力を続けていきたいと考えております。

以上です。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 都市計画課といたしまして、事業者さんのほうに監査に訪れますが、その際にそういう市民バスの PR と申しますか、そういうことに関しましても努力をしてほしいというお願いはしております。それにつきまして、さらにお願ひして、成果のほうもきちんと聞いてまいりたいと思います。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 2 款について質疑を行う方、挙手を願います。

〔複数名挙手あり〕

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会議は、9 月 12 日月曜日、午前 9 時半、当議事堂で開きます。大変

お疲れさまでした。

[午後 4 時 27 分]